議案第１２号

新市まちづくり計画

むつ市

目次

第Ⅰ章　序論
１．計画の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
２．計画の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
３．計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
第Ⅱ章　計画の基盤と背景
１．本市の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
２．地域の特色・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
３．地域の課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
第Ⅲ章　主要指標の見通し
１．人口及び世帯数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
２．産業別就業人口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
第Ⅳ章　新市まちづくりの基本方針
１．本市の将来像・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
２．本市のまちづくりの方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
３．施策の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
第Ⅴ章　県事業の推進
１．青森県の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・44
２．本市における青森県事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・44
第Ⅵ章　公共施設の適正配置と統合整備・・・・・・・・・・・・・・・・・45
第Ⅶ章　行財政計画
１．行政計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・46
２．財政計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・47
第Ⅷ章　広域行政
１．行政連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・49
２．観光連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・49
＜参考資料＞　用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・50

第Ｉ章　序論

１．計画の趣旨

本計画は、４市町村の一体化を促進し、地域の一体的な発展と住民福祉の向上を図るための本市の将来ビジョンを示すものです。

「市町村の合併の特例に関する法律」（合併特例法）に基づき新・むつ市長期総合計画（平成１４年策定）、川内町第４次長期総合計画（平成１３年策定）、新大畑町総合計画（平成１５年策定）、第３次脇野沢村長期総合計画（平成１３年策定）等の計画を踏まえて平成１６年に作成され、また、本計画を踏襲し、かつ尊重して作成されたむつ市長期総合計画（平成１９年策定）の計画期間が終了したことにより、今後のまちづくりを総合的かつ計画的に推進することを目的として新たに策定したむつ市総合経営計画（平成２９年策定）をもとに、この度見直しを行うものです。

２．計画の構成

本計画は、本市のまちづくりを推進していくための基本方針と、それを実現するための主要施策、公共施設の適正配置と統合整備及び行財政計画を中心に構成します。

３．計画の期間

本計画の期間は、合併特例法による財政措置の特例期間である平成１７年度から令和６年度までの２０年間とします。

第Ⅱ章　計画の基盤と背景

１．本市の概況

（１）位置

　本市は、青森県の最北部、本州最北端の下北半島に位置し、南北約 35km、東西約 55km にわたっています。陸で接する市町村は、東に東通村、南に横浜町、西・北に大間町、風間浦村、佐井村となっています。また、南から西にかけては、陸奥湾・平舘海峡を挟んで青森市など県内各市町村と面し、北は津軽海峡を挟んで北海道と面しています。

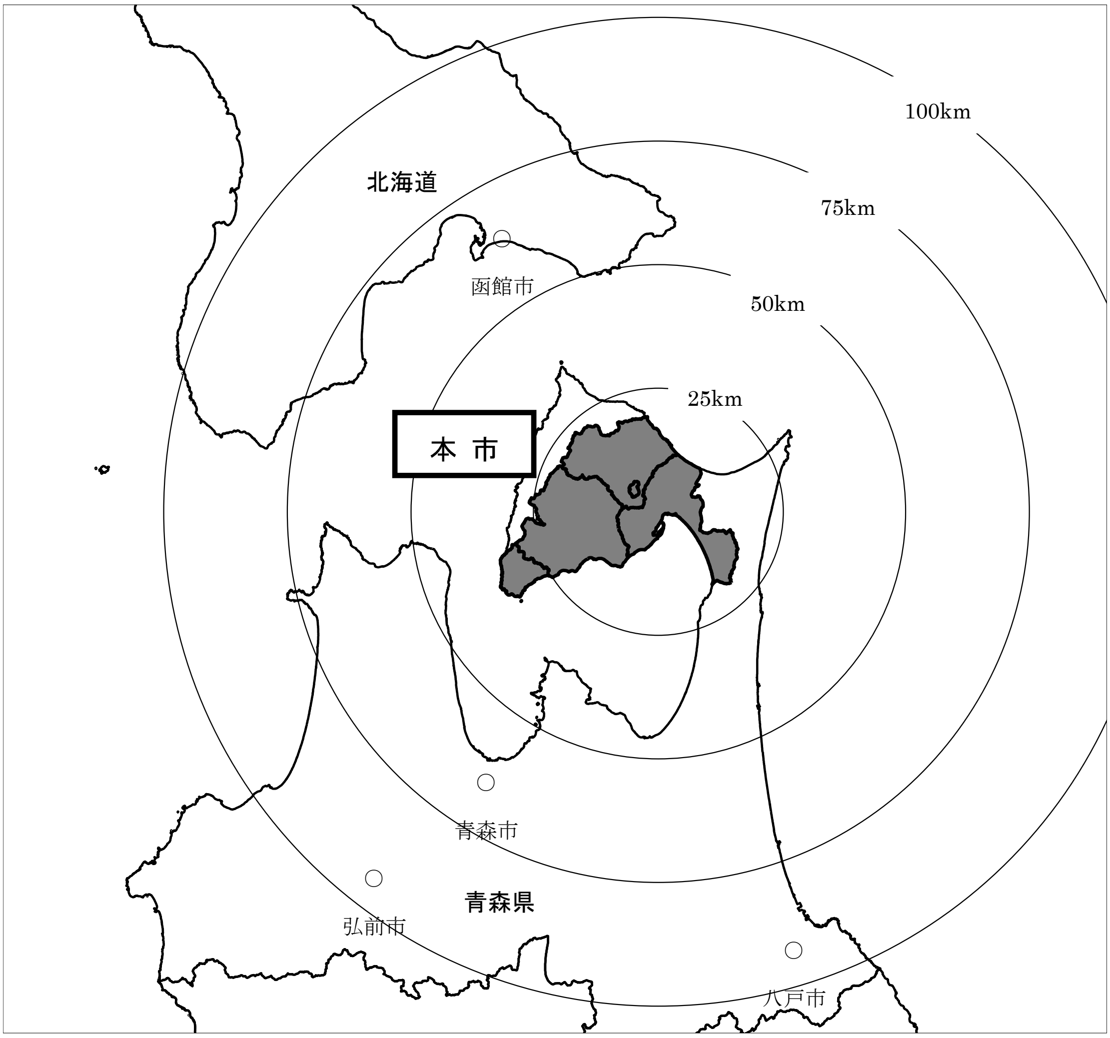

※地図中の円は、現在のむつ市中心部付近からの距離を表しています。

（２）面積

本市の面積は 864.12㎢（国土地理院「令和元年全国都道府県市区町村別面積調」）となります。

（３）自然環境

本市の地形は、恐山山系の外輪山を形成する釜臥山を中心とし、東部は平野など比較的なだらかな地形が広がり、北部及び西部は自然に溢れ、緑豊かな山地や台地が海岸近くまで迫る山岳地形となっています。

本市は、四季のはっきりとした気候で、夏季は短く、温暖で湿度が少ない、比較的過ごしやすい季節ですが、冬季は降雪期間が長く、積雪が最大となる２月中旬には、恐山等の山間部で１ｍ以上、平野部及び海岸部ではおおむね 70 ㎝の積雪となり、厳しい気象条件となります。

一方、下北半島国定公園の広範囲にわたる部分が市域に存在することから、各地に風光明媚な景色や温泉が点在するなど、豊かな自然の恵みを受けた地域となっています。

（４）人口及び世帯

①人口

平成 27 年国勢調査（※）における人口は 58,493 人であり、戦後の推移をみると、昭和 60 年の 71,857 人をピークに減少傾向にあります。

また、世代別人口についてみると、平成 27 年では、年少人口（０～14 歳）は 7,007 人、老年人口（65 歳以上）は 17,326 人で、総人口に占める比率はそれぞれ 11.98%、29.62%となっており、今後も少子高齢化が進行すると予想されます。

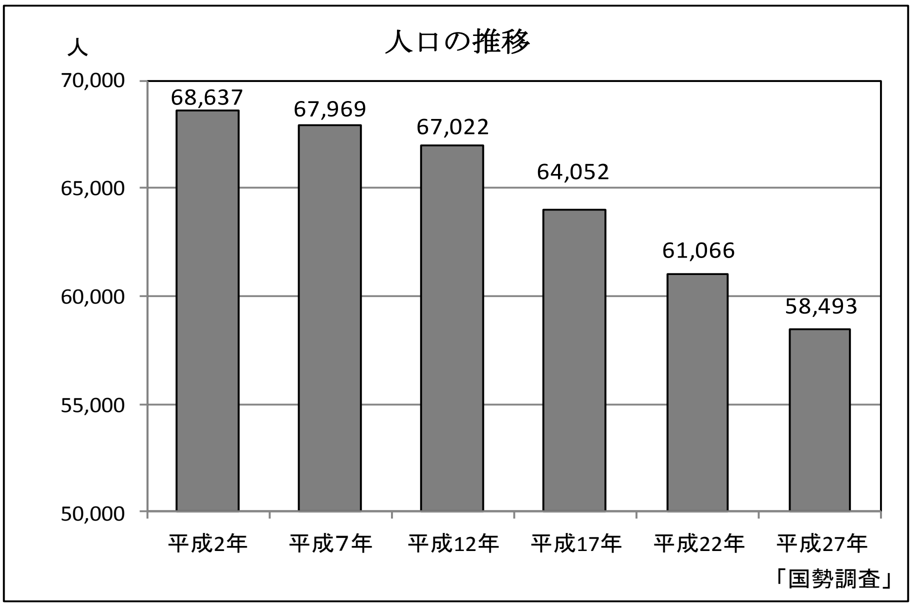

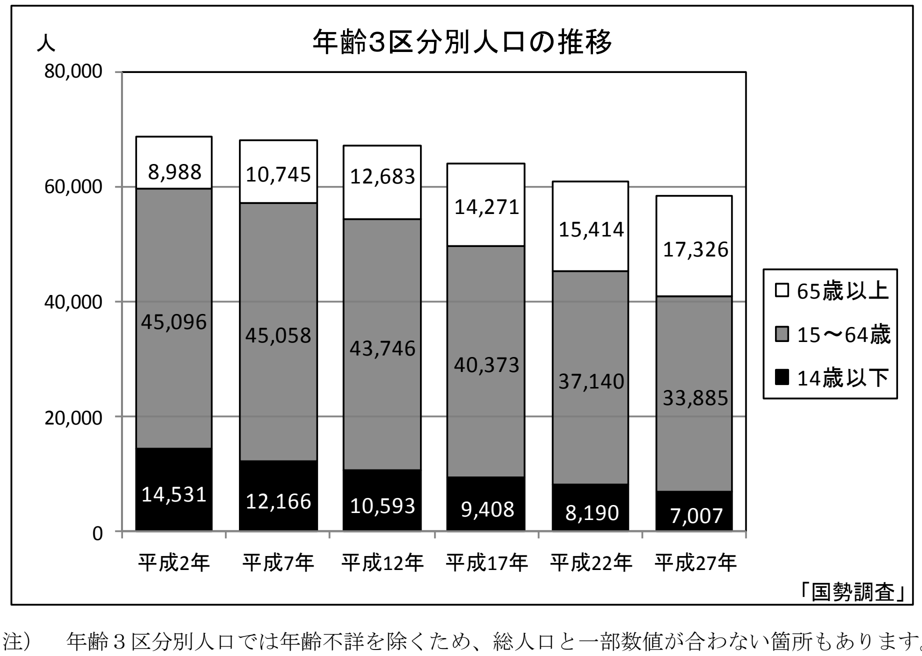

注）　年齢３区分別人口では年齢不詳を除くため、総人口と一部数値が合わない箇所もあります。

②世帯数

平成 27 年国勢調査における世帯数は 24,475 世帯であり、平成 22 年と比較して減少しています。

1 世帯あたりの人数は、平成 27 年時点では 2.39 人となっており、近年減少傾向が見られ、世帯の小規模化が進んでいます。

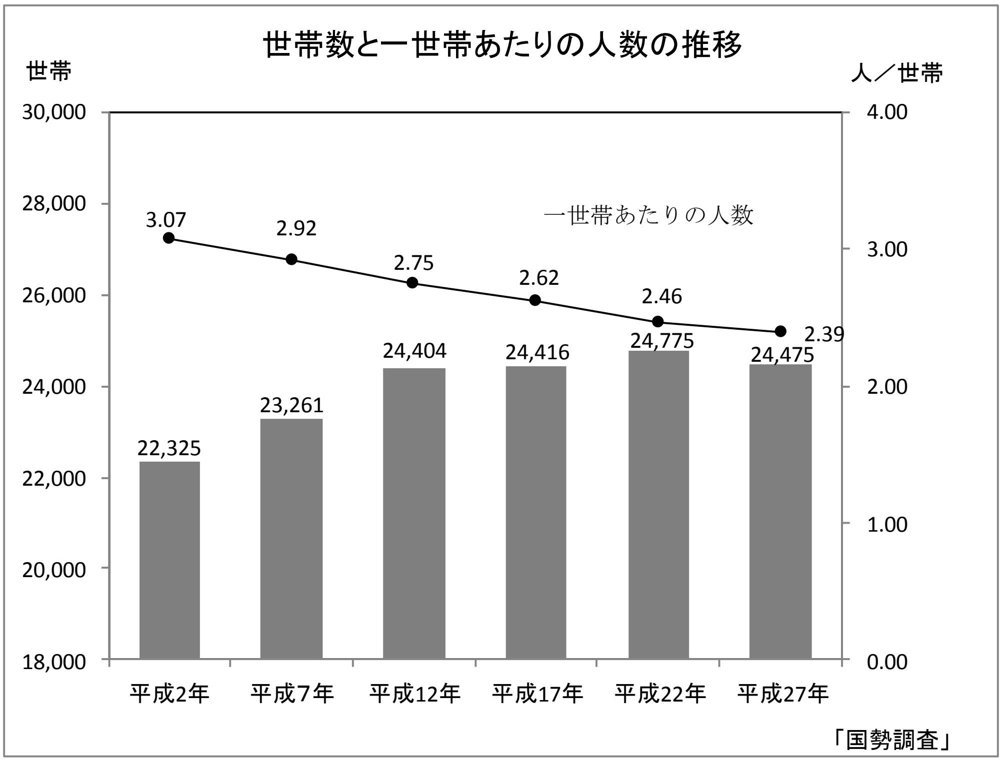

（５）産業構造

本市の国勢調査における産業別就業人口を見ると、各産業分野とも就業者数は減少傾向にあり、特に第１次産業の減少が顕著となっています。

就業者総数も平成１７年から２万人台に減少していますが、人口の減少や少子高齢化の進行に伴い、更に減少することが予想されます。

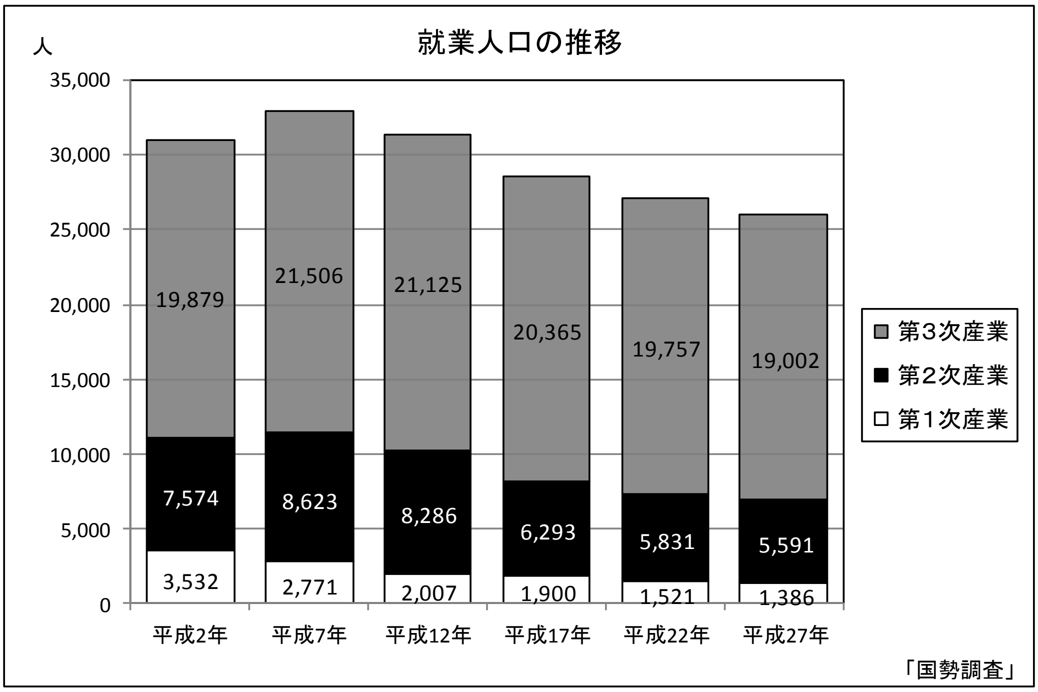

注）第１次産業：農業、林業、漁業

第２次産業：鉱業、建設業、製造業

第３次産業：電気・ガス・熱供給・水道業、運輸・通信業、

卸売・小売業、飲食店、金融・保険業、不動産業、サービス業、公務

２．地域の特色

本市のまちづくりの基本方針に係わる本地域の特色について、以下のようにとらえます。

（１）暮らしやすいまちの形成

本市は、医療・福祉・商業施設が集積した「都市拠点」、小学校区など複数の集落が集まる地域の拠点となる「小さな拠点（※）」、１次産業を支える農村漁村などの「周辺集落」がネットワークにより結ばれる持続可能な地域づくりを目指すことが可能な地域です。

（２）多様な地域資源による産業づくり

本市は、農林水産業をはじめとし、エネルギー関連産業など多様な地域資源を活用し、特色ある産業の成長と新たな産業の育成が可能な地域です。

（３）魅力あふれる地域

本市は、下北ジオパークに代表される特色のある地域資源を有し、魅力ある空間を形成し、訪れる人に魅力あふれる広域観光を提供することが可能な地域です。

（４）国際・都市間交流

本市は、国内外の姉妹都市や姉妹校をはじめとし、教育、文化、科学、経済など様々な分野で交流が図られ、国際感覚の養成や多方面にわたる幅広い交流を行うことが可能な地域です。

３．地域の課題

本市のまちづくりの基本方針に係わる本地域の課題について、以下のようにとらえます。

（１）人口減少対策の推進

本市の総人口は、昭和60年以降減少し続けており、今後も人口減少が進行していくことが予測されます。人口減少は高齢化の進行も相まって、医療・福祉・商業・公共交通等の生活機能の低下や、産業の衰退・雇用機会の喪失による地域経済規模の縮小へとつながります。また、空き家・空き地の増加や地域コミュニティの衰退による防災・防犯上の危険性が高まるなど、市民一人ひとりの生活に大きな影響を及ぼします。

「人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させる」という負のスパイラル（悪循環の連鎖）に陥らず、本市が、将来にわたって持続可能な魅力あふれる地域を形成し成長するためには、「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立し、その好循環を支える「まち」に活力をもたらす取組を効果的かつ効率的に展開することが必要です。

（２）安心し住みよいまち・地域の創出

これからのまちづくりは、まちの活力向上、公共交通サービスの安定確保、健康まちづくり及び安全・安心なまちを目指して取組を進めるとともに、人口減少、超高齢社会の進行及び公共公益施設の老朽化への対応や、財政負担の低減に努めていくことが求められています。

また、生活利便性が高い「都市拠点」と、複数の集落が集まる地域の拠点となる「小さな拠点」や、１次産業を支える農山漁村などの「周辺集落」を結ぶ交通ネットワークのアクセス性の確保や、他都市の高度医療施設への救急患者の搬送や災害時の避難などに必要な地域間ネットワークの確保も重要です。

さらに、地球温暖化対策として森林地域の保全に努め、また、海岸等の１次産業の環境基盤の保全を推進することが必要です。

これらを実現していくためには、都市経営コストの適正化及びコスト増大につながる市街地拡大の抑制並びに森林保全のために計画的な土地利用を進め、経済活力の向上が図られる都市構造を官民連携のもと実現していくとしたコンパクトシティ（※）構想によるまちづくりをベースに進めることが必要です。

まちの維持管理の適正化を推進し、人口密度の維持を図りながら、経済活動が活性化した暮らしやすいまちをつくり、コンパクト・プラス・ネットワーク（※）を通じた、安心し住みよいまち・地域づくりが重要です。

（３）産業の振興と雇用の創出

本市は、高校卒業時に９割を超える若者が転出する一方で、大学卒業者をはじめと

する若い世代の転入は、その半分にも及ばず、このことが、人口減少に拍車をかけ、地域活力を衰退させる深刻な課題となっています。

また、地域経済を見ると、消費者ニーズの変化により、インターネット等による通信販売型の消費が拡大していることから、この変化に対応できない事業所では売上高減少が続いています。加えて、後継者不足の問題が顕著になってきている商店街では、事業承継ができずに廃業するなど、中心市街地の空き店舗の増加がみられ、経済活力を維持することが難しい状況になっています。

このような現状を踏まえ、地域経済の牽引力となる事業所等に対してはＩＴ（※）の活用や消費者ニーズの多様化に対応した新サービスの開発を支援するとともに、地域の特性を活かした新たな産業の創出への支援や人材育成を継続的に強化しつつ、優良企業の更なる誘致を図り、安定した経済成長へとつなげる必要があります。

一方、海に囲まれ地域色豊かな自然環境など地域性を活かして発展してきた農林水産業においては、食の安全や健康志向などの消費者ニーズと農山漁村の持つ多面的な機能への期待が高まる中、生産者の高齢化や後継者などの担い手不足による構造的な脆弱化、資材の高騰、環境変動などに起因する不漁、生産基盤施設の老朽化など多くの課題を抱えています。

これら１次産業における課題を解決する上で最も重要となるのが経営の安定化ですが、そのためには、６次産業（※）化、高付加価値化、そして新たな販路開拓を一層進め、安定した経営と所得の向上を図り、若い世代にも選ばれる魅力ある産業へと育む必要があります。

市内の各種産業が成長し、新たな産業が振興することで、新たな雇用が生まれる好循環を築くことが求められています。

（４）観光・物産プロモーションの推進

全国的な人口減少や超高齢化（※）に対応するため、日本各地において自立的で持続的な地域社会の維持、発展を目指し、地域活性化の鍵となる「ヒト」「モノ」「カネ」「情報」を呼び込む活動が積極的に展開されています。

都市対地方、地方対地方など様々な構図の中で、本市が元気であり続けるためには、国内外の個人や企業に認知され、常に選ばれるまちへと変貌していかなければなりません。

そのためには、既存の観光、特産品資源を徹底的に磨き上げるとともに、文化、歴史、風土、大地など下北ジオパークが持つ価値を付与しつつ、地域の新たな魅力を創出し、地域間競争を勝ち抜く地域ブランドを確立する必要があります。

併せて、訪日外国人観光客が大幅に増加している状況を踏まえて、これまで行ってきた国内向けの取組に加え、新たにインバウンド（※）対策事業やむつ下北が誇る特産品の海外展開支援を講じ、交流人口（※）の拡大、地域経済の活力向上に結び付け

るため、魅力あふれる資源を全国、そして、海外へ発信するといった積極的なプロモーションを行っていく必要があります。

さらに、ふるさと納税（※）の更なる進展を図っていくため、付加価値を高めた特産品開発と、このことによる需要拡大に向けた生産量の確保など、市と生産者や事業者等が協働し、企画力と生産力の向上に取り組んでいく必要があります。

（５）市民協働による総合力の向上

社会構造や財政状況の変化、市民ニーズや価値観の多様化といった複雑化している地域課題に柔軟に対応するためには、市民、各種団体、行政など、地域の多様な主体が関わり、それぞれがつながることで総合的にまちづくりを進めていくことが重要となっています。

そのためには、専門的で高度な行政サービスを提供することができる行財政基盤の強化充実を図る必要があります。

また、市民協働を進める上で、市民と行政が果たすべき役割を明確にするとともに、お互いが情報を双方向で共有することが、市民活動や特定非営利活動法人（ＮＰＯ法人）（※）の積極的な市政への参画を促進し、調和と活力のあふれる地域づくりへとつながっていくことになります。

本市の特色ある自然、歴史、文化、産業、科学技術関連施設等の集積、そして、豊かな人材を総合的に活かし、地域の総合力を向上させ、個性あふれる地域づくりを推進することが課題となっています。

これまでの各地区の特色ある地域づくりを活かしつつ、地域住民と連携しながら、市としての総合力の向上を図っていくことが重要となります。

（６）川内・大畑・脇野沢地区の活性化

川内・大畑・脇野沢地区はそれぞれ、豊かな自然環境や歴史文化など、他に誇れる地域資源に恵まれた魅力的な地域です。

しかし、全国的に人口減少が進行している中、川内・大畑・脇野沢地区の人口減少は顕著であり、このような状況の中、人口減少に歯止めをかけるとともに、地域活性化を実現するためには、それぞれの地域資源を活かしながら、特色に合った地域づくりを進めることが重要です。

具体的には、川内・大畑・脇野沢地区の基幹産業である農林水産業について、担い手の育成・確保を含めた形でより一層の振興を図るとともに、新たな雇用創出の観点から、６次産業化など産業の創出や育成を推進する必要があります。

加えて、地域に活力をもたらす交流人口の拡大のため、下北ジオパークや、食、文化などの地域資源を一体的かつ効果的に活用した観光振興が求められています。

（７）医療機能の再編

本市及び下北郡内町村は、地域の医療を守るため、昭和46年に一部事務組合下北医療センターを設立し、下北地域保健医療圏内の病院及び診療所を運営していますが、経営健全化と医師不足解消が大きな課題となっています。

経営健全化については、地域医療を確保する上で不可欠なものであり、継続的な収益確保と経費削減対策による安定的な経営基盤の確立が重要です。

本市は、深刻な医師不足の状況にありますが、医師不足解消については、一人でも多くの医師がやりがいを持って長期的に働ける環境づくりが必要です。

また、下北地域の中核的な役割を担うむつ総合病院では、弘前大学を中心とする医師の招聘や、臨床研修指定病院（※）として研修医採用等により医師確保に努めていますが、より一層の取組が必要となっています。

さらに、医師不足に限らず、看護師等の医療スタッフ不足も恒常化しており、看護師等修学資金貸与制度の活用等、医療スタッフの確保にも努めなければなりません。医師及び医療スタッフの不足は、医療サービスの低下を招くだけではなく、経営面に大きな悪影響等を及ぼすことから、計画的な人材確保や、地域の若者を将来の担い手として育成する取組が重要です。

超高齢化社会を迎え、地域住民が安心して暮らすことができるまちづくりを進めるためには、医療の充実は不可欠であり、県が策定した地域医療構想を踏まえ、地域の実情に即した医療提供体制の構築を図り、更には医療・保健・福祉の連携による一体的なサービス提供体制の強化が重要です。

（８）子育て支援と健康長寿のまちづくり

全国的に人口減少が進行していますが、これは少子化によるところが大きく、本市の少子化は、若者の流出に加え、出産から子育てを取り巻く環境が厳しいこと、仕事と子育てを両立する体制の整備が必ずしも十分でないこと、雇用、収入面で将来に対する不安から子どもが欲しいという希望がかなえられないことなどが要因として挙げられます。

また、少子化と同時に高齢化も進行していますが、医療の高度化による医療費の増加や介護を必要とする高齢者が増加していることもあり、自治体財政に占める社会保障費の割合が年々大きくなっています。

一方、健康状況に着目すると、本市は現役世代の死亡率が高く、大きな課題となっています。

こうした少子高齢化や保健福祉に関する問題は、地域の大きな課題として、関連する分野と一体的に施策を展開する必要があります。今後、保健・医療・福祉の連携による地域包括ケア（※）の推進や健康づくり関連施策の充実が、ますます重要となってきています。

（９） 未来に向けた人づくり

情報通信技術の進展やグローバル化（※）等に伴う変化の激しい時代において、多様化・複雑化する課題を克服し、未来を創造するために教育の果たす役割は大きいと考えており、一人ひとりが社会的に自立し、課題を克服して豊かな生活を送るため、学校教育では確かな学力、豊かな心及び健やかな体の育成といった「生きる力」を身につけることが求められています。

また、社会教育においては、各自が生涯にわたり、自己の能力と可能性を最大限に高めるため、多くの人々と協働しながら、自己実現と学習成果を社会に活かしていくことが期待されており、生涯を通じて、ふるさとに対する愛着や誇りを育むことにより、地元地域へ還元、貢献したいと思う気持ちを醸成し、まちづくりに大切な人づくりに努めていくことが求められています。

こうした中、学校、家庭、地域が一体となり、新しい時代にふさわしい教育のあり方や子どもの成長を支える学校教育のあり方を、成果と課題の検証を踏まえながら具現化していく必要があります。

（10）消防・防災体制の整備及び充実

地震や津波、風水害など、多様化する災害から地域における安全・安心を確保するためには、消防・防災体制の整備及び充実は極めて重要です。

現在、本市は周辺町村とともに下北地域広域行政事務組合を設置し、広域消防体制を築いておりますが、消防・防災関連の既存の施設や設備の老朽化が進んでおり、消防費が高止まりしている中、現状に即した消防・防災体制を構築しつつ、老朽化対策を進める必要があります。

また、広大な面積を持つ本市においては、消防団等の地域に密着した組織による災害時等の役割も重要ですが、消防団員数は定数を満たしておらず、また、年々減少傾向となっていることから、消防団員の確保が重要な課題となっています。行政による「公助（※）」だけではなく、市民一人ひとりが防災意識を高める「自助（※）」や、自主防災組織（※）のように地域ぐるみで防災活動に取り組む「共助（※）」の充実を図るとともに、常備消防（※）と非常備消防の連携体制を構築することで、地域防災力の向上に努める必要があります。

さらには、災害時の避難経路となる陸上交通や海上交通の整備・充実のほか、震災に強いまちづくりを推進するため、住宅・建築施設の耐震化の向上に向けた取組が望まれています。

また、本市の使用済燃料中間貯蔵施設（※）、隣接する東通村と大間町の原子力発電所、隣々接となる六ヶ所村の原子燃料サイクル施設（※）等、下北半島地域に原子力関連施設が多数あることから、これらの施設に起因する原子力災害に対する広域的な防災体制の整備が重要な課題となっています。

(11) 交通ネットワークの改善

本市は、青森県全体の約9.0%を占める県内最大の面積を有していることから、一体感、連帯感の醸成のためには、道路網の整備による距離感、隔絶感の解消が重要であり、周辺各地区からむつ地区へはもちろん、各地区間をつなぐ路線の整備も必要となっています。

道路状況については、骨格である国道279号及び338号に大きく依存しており、災害などで通行不能となった際には、地域の孤立化が懸念されています。このような状況の中で、高速交通体系を担う下北半島縦貫道路とそのエントランス施設としての道の駅や、両国道、地域間をつなぐ県道等の整備が大きな課題となっています。

また、本市やその周辺には、自衛隊基地や多数の原子力関連施設があることから、有事における避難手段として、また災害復旧のための緊急輸送手段としても下北半島縦貫道路をはじめとした高速交通体系の早期整備や空路、海路を含めた移動手段の整備が急がれます。とりわけ、下北半島縦貫道路は、「むつ市の孤立化」を回避するために最重要な道路として位置付けられていますが、本市においては一部の区間が事業化されておらず、全線供用開始の目途が立っていない状況です。そのため、公共事業用地連絡協議会の活動を推進するなど、青森県と連携しながら早期完成を目指す必要があります。

一方、公共交通においては、ＪＲ大湊線や路線バスの利便性向上及び利用者数の増加が課題となっています。特に路線バスは、お年寄りや子どもなどにとって欠かせない地域交通手段となっていますが、そのほとんどが赤字路線であり、一部の路線では廃止される事態となっています。このように、バス事業者の経営環境がますます厳しい状況に置かれている中、本市でも大畑地区においてデマンド型タクシー（※）の運行など、バスに代わる新たな交通手段を確保する取組が行われており、今後も持続可能な公共交通の仕組みづくりや地域の実情にあった交通手段について、地域住民とともに「地域にとって望ましい公共交通網のすがた」の検討を進めていく必要があります。

さらに、下北半島地域から青森市へのアクセスである離島航路、北海道や津軽半島へのフェリー航路といった海上交通については赤字経営が続いており、その維持が地域の課題となっています。

(12) 地域循環型社会（※）の推進

従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型の生活様式は、化石資源（※）を中心とした天然資源の枯渇への懸念や大規模な資源採取による自然破壊、更には温室効果ガス（※）の排出による地球温暖化問題や自然界における適正な物質循環の阻害の原因となっており、それぞれの問題は重層的に、かつ、相互に影響を及ぼしながら地球規模で深刻化しています。

このため、従来の社会のあり方や市民の生活様式を見直し、社会における高度な物質循環を確保することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会への転換を更に進めていく必要があります。

なお、本市のごみ処理費用は高止まりしており、また、人口１人当たりの処理経費についても、非常に高い水準となっています。

本地域には自然の恵みによりもたらされる持続的に再生可能な資源であるバイオマス（※）資源が豊富に存在していますが、ごみとして処分している状況にあります。これらのバイオマス資源は科学技術の発展に伴い再資源化が可能となっており、有効利用をより一層促進することが求められています。

こうした現状を踏まえ、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）に定められた基本原則に則り、適正な処理の確保を前提としつつ、処理経費の削減のため廃棄物の発生抑制に努めるとともに、ごみの再使用、再生利用及び熱回収を総合的に推進し、循環型社会への移行を加速化する必要があります。

(13) 電源立地に係る振興策

下北半島地域では、地域住民の理解・協力のもと、本市の使用済燃料中間貯蔵施設、隣接の東通村と大間町の原子力発電所、隣々接となる六ヶ所村の原子燃料サイクル施設等、原子力関連施設の立地が進められています。

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故以降、国民の原子力施設の安全性に対する不安や国の原発依存度を可能な限り低減させるとのエネルギー政策の見直しなど、原子力を取り巻く環境に大きな変化が生じている中、今後も原子力施設と地域との共生を図るためには、安全性の確保はもちろんのこと、地元理解の促進など、より一層の取組への努力が求められています。また、操業の延期や稼働停止の長期化による地域経済への影響も懸念されています。このことから、これらの町村と相互に連携しながら、課題解決に向けた取組を強化していくことが重要です。

また、電源立地地域に対しては、電源三法に基づく交付金制度（電源三法交付金（※））があり、地域振興のための事業等に活用してきましたが、交付期間や交付金額に定めがあることから、将来的には交付金額が減となることも見込まれます。このような状況を踏まえながらも、市全体の発展と魅力あふれる地域の形成を目指し、その有効な活用に努めることが必要です。

(14) 持続可能な財政基盤の確立

本市の財政運営は、長引く地域経済の低迷による市税収入の伸び悩みや合併特例措置の段階的縮小に伴い普通交付税が減少する中で、少子高齢化に伴う義務的経費（※）の増嵩や公共施設等の更新・耐震化に係る財政需要の増大に加え、地域医療を担う一部事務組合下北医療センター及び消防やごみ処理等を担う下北地域広域行政事務組合

に対する負担が非常に高い水準で推移しているなど、極めて厳しい状況となっています。

財政シミュレーションでは、更なる財源対策を実行していかなければ赤字に転落し、その後も赤字が拡大していくことが見込まれます。

こうしたことから、中長期的な展望に立ち、事務事業の厳しい選択や市民ニーズを踏まえた真に必要な施策への投資の重点化を図るとともに、自主財源の充実にも努め、将来世代への負担を残さない持続可能な財政基盤の確立を図ることが重要な課題となっています。

(15) 公共施設等の適正管理

本市は、これまで市民生活の向上を目的として、多くの公共施設等を整備し、公共サービスの提供に努めてきましたが、現在は、市町村合併などを経て機能が類似する施設や相当数の道路、橋梁等を保有する状況となっています。これらの公共施設等の中には、老朽化対策や更新を必要とする施設も多数あることから、今後、日常の維持管理費に加え、老朽化に伴う改修費や更新費の増加が見込まれます。さらに、人口減少や少子高齢化に伴う社会的必要性の変化、災害対策の強化及び環境への配慮などにも対応していかなければならず、市の財政運営にとって大きな負担となることが予想されています。

市の財政状況が非常に厳しい中ではありますが、対策を講じなければ、事故の発生や施設の廃止など公共サービスの低下につながる可能性も懸念されることから、公共施設等を貴重な経営資源と捉え、施設の利用環境の計画的な整備や管理を行うとともに、長寿命化対策、利活用の促進及び統廃合等、総合的かつ統括的に行う公共施設マネジメントを推進していく必要があります。

第Ⅲ章　主要指標の見通し

1．人口及び世帯数

（1）人口

①総人口

国立社会保障・人口問題研究所（※）が平成30年12月に発表した、「日本の地域別将来推計人口」によると、令和12年の本市の推計人口は49,015人と見込まれています。

これは、平成27年国勢調査人口と比較すると、約9,000人の減少、比率に換算すると、16.2%の減少となります。

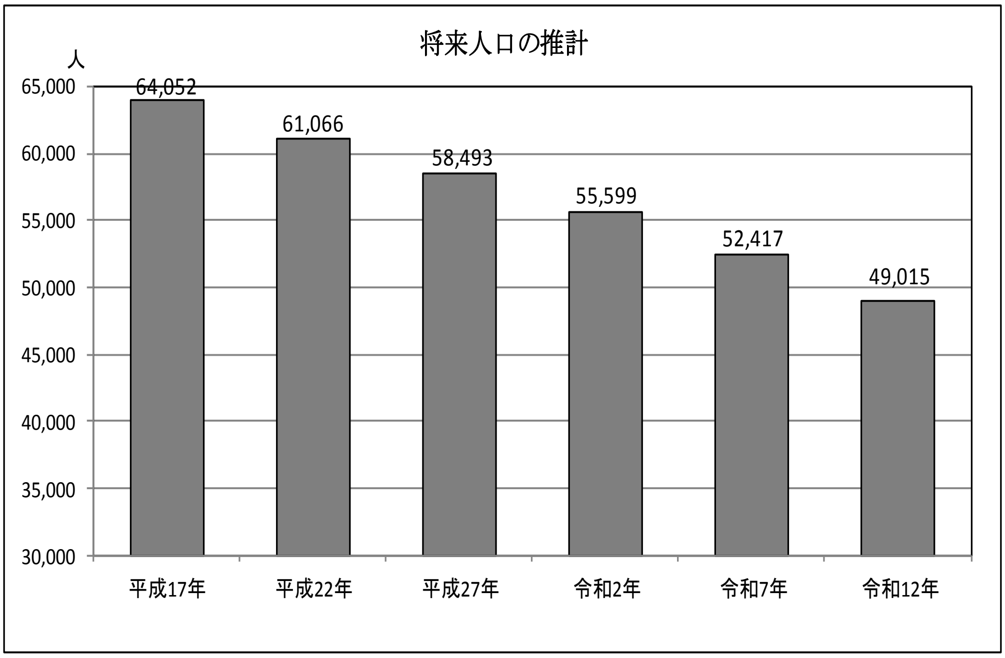

②年齢階層（３区分）別人口

本市の年齢階層別人口について、令和 12 年には、15 歳未満の年少人口は 4,708 人（総人口に占める比率 9.6%）、15～64 歳の生産年齢人口は 25,681 人（52.4%）、65 歳以上の老年人口は 18,626 人（38.0%）となることが見込まれます。

年少人口及び生産年齢人口は数・比率ともに減少し、老年人口は比率が増加することとなり、本格的な少子高齢社会になることが予想されます。

年齢階層別人口の見通し

	国勢調査人口			推計人口		
	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年	令和 7 年	令和 12 年
年少人口	9,408 人	8,190 人	7,007 人	6,082 人	5,357 人	4,708 人
（0～14 歳）	14.7 %	13.4 %	12.0 %	10.9 %	10.2 %	9.6 %
生産年齢人口	40,373 人	37,140 人	33,885 人	30,698 人	28,091 人	25,681 人
（15～64 歳）	63.0 %	60.8 %	57.9 %	55.2 %	53.6 %	52.4 %
老年人口	14,271 人	15,414 人	17,326 人	18,819 人	18,969 人	18,626 人
（65 歳以上）	22.3 %	25.2 %	29.6 %	33.8 %	36.2 %	38.0 %
総人口	64,052 人	61,066 人	58,493 人	55,599 人	52,417 人	49,015 人

※国立社会保障・人口問題研究所「日本の市区町村別将来推計人口（平成 30 年推計値）」による。

※世代別人口の上段は人口、下段は総人口に占める比率

※各数値は年齢不詳を除くため、総人口と一部数値が合わない箇所もあります。

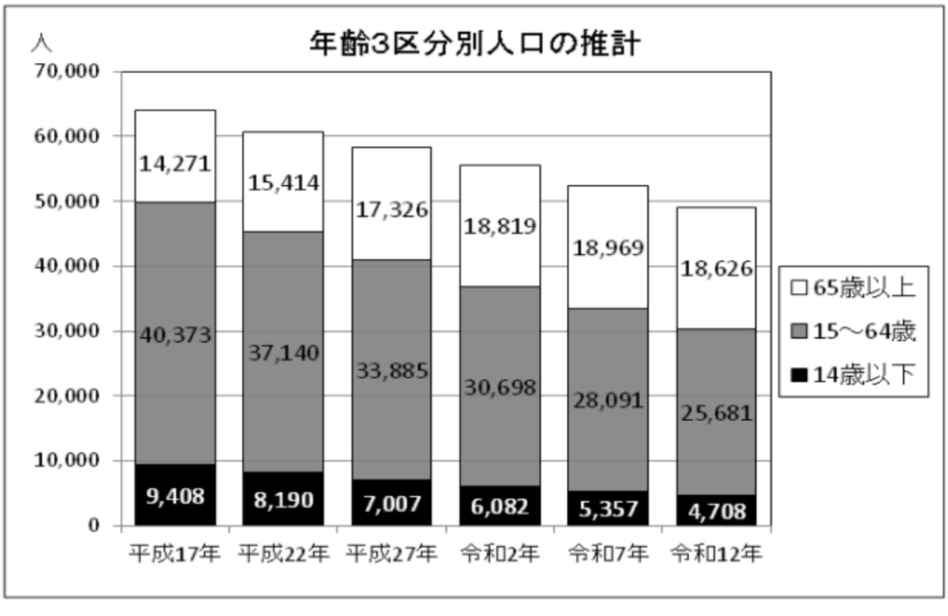

※年齢３区分別人口では年齢不詳を除くため、総人口と一部数値が合わない箇所もあります。

（２）世帯数

令和 12 年の推計世帯数は 24,145 世帯であり、平成 27 年国勢調査と比較すると 330 世帯の減少が見込まれます。また、世帯の小規模化が一層進むことも予想されます。

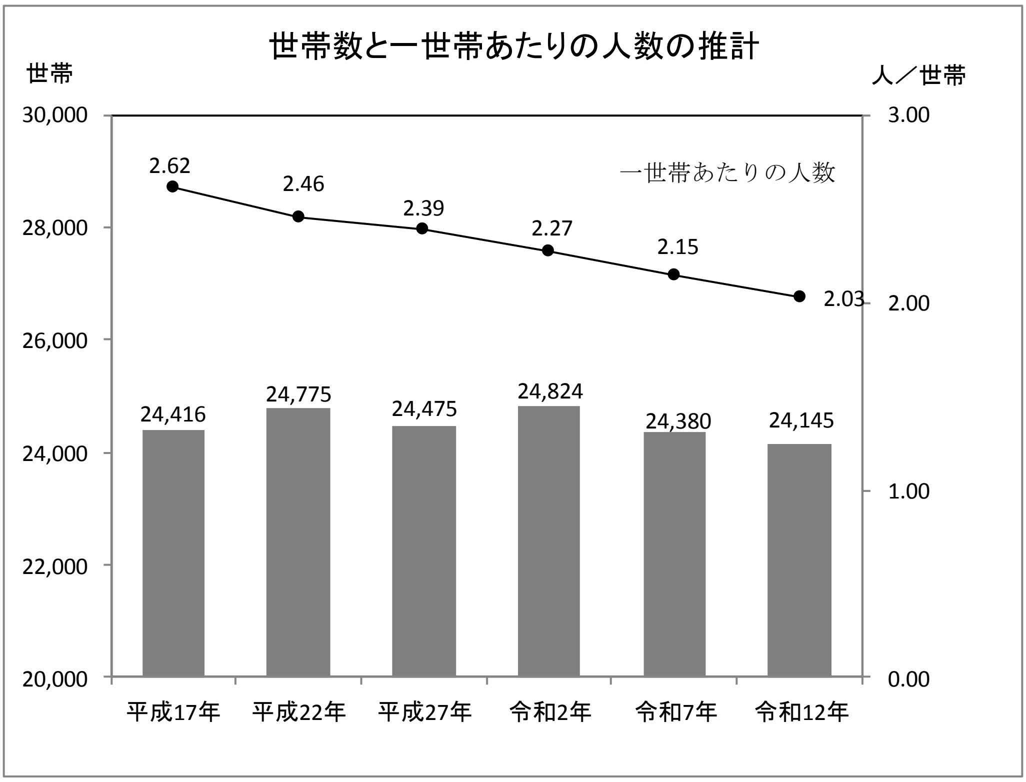

※将来人口推計値や過去の傾向などをもとに推計

２．産業別就業人口

少子高齢化の進行に伴い、令和 12 年の推計就業人口は 24,116 人となることが見込まれます。これは、平成 27 年国勢調査と比較すると、約 1,800 人の減少となります。

また、令和 12 年の産業別就業人口は、第１次産業（農林水産業）は 802 人（就業者全体の 3.3%）、第２次産業（建設業、製造業など）は 4,776 人（19.8%）、第３次産業（サービス業、エネルギー関連産業、公務など）は 18,538 人（76.9%）となることが予測されます。

各産業分野とも就業者数は減少傾向にあります。

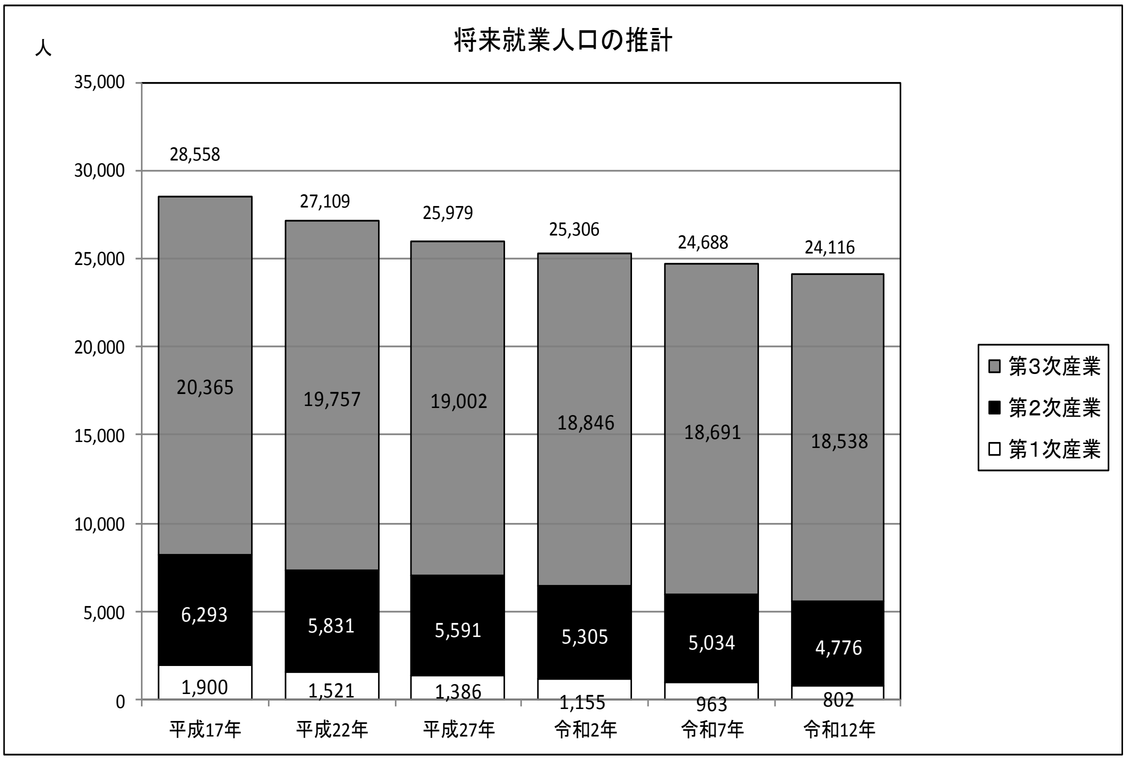

注）第１次産業：農業、林業、漁業

第２次産業：鉱業、建設業、製造業

第３次産業：電気・ガス・熱供給・水道業、運輸・通信業、

卸売・小売業、飲食店、金融・保険業、不動産業、サービス業、公務

※将来人口推計値や過去の傾向などをもとに推計

第Ⅳ章　新市まちづくりの基本方針

１．本市の将来像

「笑顔かがやく　希望のまち　むつ」

人口減少や少子高齢化の進行、市民のライフスタイルや価値観の多様化などにより、地域課題は複雑化してきています。

そのような中で、豊かな自然環境や各地域に伝承されている様々な伝統文化など、特色ある地域資源に恵まれた本市は、下北地域の中心市としての役割を担い、将来にわたって人と自然がともに輝く持続可能なまちづくりが求められています。

市民が思い描く10年後の理想像「笑顔と希望にあふれるまちの姿」を実現するためには、誇れる地域資源を守り活かしながら、みんなが輝けるまちづくりを進めていく必要があります。

そのため、本市は、子どもから高齢者まで全ての市民が笑顔で輝き、未来に向かって輝く夢や希望が持てるようなまちの実現を目指し、「笑顔かがやく　希望のまち　むつ」を将来像に掲げます。

２．本市のまちづくりの方針

本市の将来像「笑顔かがやく　希望のまち　むつ」の実現のため、「元気の向上」「暮らしの向上」「教育の向上」「安全の向上」「魅力の向上」を方針として、それぞれの分野において目標を定め、地域資源を活かしながら、行政だけではなく市民や事業者等と役割を分担し、市民協働（※）のまちづくりを目指します。

（１）元気の向上

地域資源を活かした経済の持続的成長とともに、雇用の安定と確保に努めることで、人口減少に歯止めをかけ、活気あふれるまちづくりを推進します。

併せて、まちを元気にする市民協働の取組や市民の主体的な活動等を推進します。

（２）暮らしの向上

子どもから高齢者まで誰もが心身ともに健やかに、また、自然環境の保全や都市環境が整備され、快適に安心して暮らすことができるまちづくりを推進します。

また、時代に即した真に必要な事務事業を見極めながら、効果的で効率的な行政運営及び強固な財政基盤の確立を推進します。

（３）教育の向上

未来を担う子どもたちの夢や希望の実現に向けた成長を支援するとともに、全ての市民の生涯にわたる教育環境の充実を推進します。

（４）安全の向上

誰もが安全で安心して暮らせる毎日を実現するため、防災や消防に係る施設や設備等の整備を計画的に進めるとともに、市民一人ひとりの安全・安心に対する意識の醸成を図り、地域全体で守る仕組みや体制づくりを推進します。

（５）魅力の向上

下北ジオパークや特産品などの地域資源の魅力を磨き上げるとともに、積極的なシティプロモーション（※）を展開することで、常に選ばれる魅力のあるまちを目指し、国内外からの交流人口と滞在人口（※）の拡大など「稼げる地域」への成長を推進します。

３．施策の基本方針

（１）施策の体系

本市のまちづくりの方針を実現するための具体的な施策として、本市の施策の基本方針を次のとおり示します。

基本理念	まちづくりの方針	施策項目	施策の内容
笑顔かがやく　希望のまち　むつ	1）元気の向上	①　地方創生	・まち・ひと・しごと創生の推進
		②　産業・雇用	・農林水産業の振興
			・商工業の振興
			・エネルギー関連産業の育成
			・新たな産業の創出
			・若者の地元就職の促進
		③　市民協働・コミュニティ	・市民協働の施策展開
			・多様な市民活動の支援
			・広報広聴の充実
			・コミュニティ自治の実現
		④　男女共同参画・女性活躍	・男女共同参画社会づくりに向けた意識改革
			・市民一人ひとりのワーク・ライフ・バランスの実現
	2）暮らしの向上	①　健康・福祉	・子どもすこやか母子保健の充実
			・一人ひとりの健康づくりの推進
			・健康まちづくりの推進
			・医療体制の充実
			・児童福祉の充実
			・高齢者福祉の充実
			・障害者福祉の充実
			・地域福祉の充実
			・社会保障の充実
		②　スポーツ	・スポーツ活動の充実
		③　環境	・循環型社会の推進
			・自然環境の保全
			・公害対策の充実
			・環境衛生対策、廃棄物対策の充実
		④　コンパクト・プラス・ネットワーク	・暮らしやすいまちの構築
			・計画的な土地の管理及び利用の促進
			・道路基盤の整備
			・公共交通の確保
			・広域交通ネットワークの形成
		⑤　行財政基盤	・効率的な行政運営
			・財政の健全化
			・広域行政の推進
			・公共施設マネジメントの推進
			・情報ネットワークの利活用の推進
	3）教育の向上	①　教育	・学力の向上
			・体育・健康教育の充実
			・夢を育む教育
			・地域とともにある学校
			・社会教育の充実
			・文化の充実・文化財の保存活用
			・むつサテライトキャンパスの推進
	4）安全の向上	①　安全・安心	・防災対策の充実
			・消防・救急体制の充実
			・水道の安全・安定供給の確保
			・交通安全の確保
			・防犯対策の充実
	5）魅力の向上	①　ジオパーク	・ジオツーリズムによる交流人口の拡大
			・資源価値の保全と教育
		②　観光・物産	・広域連携による観光プロモーション
			・稼げる物産プロモーション
		③　景観	・景観の向上と保全
		④　国際・都市間交流	・諸地域との親善・友好
		⑤　海洋科学研究拠点	・研究活動環境の充実

（２）施策の概要

１）元気の向上

①　地方創生（※）

全国的に人口減少が進行する中で、本市の創生を成し遂げるため、豊かな自然環境や特色ある歴史・文化など、独自の地域資源を活かしながら、地域経済の維持・成長へとつなげる取組を一体的かつ継続的に実施します。

○　まち・ひと・しごと創生の推進

本市の特色ある地域特性を活かしながら、「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立し、その好循環を支える「まち」に活力を取り戻すための取組を総合的かつ戦略的に展開します。

・「しごと」の創生

（地域資源を活かした高付加価値商品の開発、地域産業の活性化　等）

・「ひと」の創生

（観光振興による交流人口の増加、県内大学等との連携による人材育成、結婚から妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援の推進　等）

・「まち」の創生

（安全で安心して暮らせる健康で快適な生活環境の整備　等）

・ＰＤＣＡサイクルの確立

（取組内容の定期的な検証・改善の実施　等）

②　産業・雇用

豊かな市民生活を実現するためには、多様な地域資源を活用した特色ある産業の育成が求められます。これまで発展してきた既存の地域産業の基盤強化と成長を図るとともに、時代のニーズや地域特性に合った新たな産業の育成を図り、地域経済の活性化及び雇用機会の拡大を目指します。

○　農林水産業の振興

これまで基幹産業として発展してきた農林水産業が更に魅力ある産業へと成長するため、販路拡大、ＰＲ戦略やブランド化による取引価格の向上、生産性の向上により、経営の安定化を図ります。

・「むつ市のうまいは日本一！」の推進

（地域イベントへの出店や販促イベントの開催による地産地消（※）活動の推進、市産品の認知度向上及び販路開拓・拡大への取組　等）

・稼げる農林水産業の展開

（６次産業化等に取り組む生産者への支援、新たな流通体系を活用した販路拡大　等）

・戦略的農業の展開

（農作物の生産拡大・高付加価値化の促進、新たな農作物導入のための調査・検

討、高品質で安全・安心な農作物の生産及び販売の支援　等）

・森林資源の利用促進

（森林施業の集約化への支援、計画的な伐採による安定した生産供給体制の整備、伐期を迎える地産材の利用促進　等）

・漁業生産・流通基盤施設の整備と長寿命化

（漁業生産基盤及び漁村の整備、漁港施設の計画的な管理、鮮度保持や流通機能の強化　等）

・生産性の向上

（次世代の担い手の確保、経営規模の拡大による自給率の向上、担い手が作業しやすい農地環境づくりの推進、つくり育てる漁業・資源管理型漁業推進への支援、漁場環境の保全、新たな担い手が就業しやすい魅力ある漁業づくり　等）

・畜産業の振興

（優良繁殖雌牛の導入等による肉用子牛の産地化、地場産乳製品のブランド化に向けた普及活動の支援　等）

・野生動物による農水産物被害の軽減

（鳥獣被害対策実施隊の活動・モンキードッグ（※）の活用・電気柵の設置による農作物被害への対策、漁業施設被害防止のための威嚇等の対策　等）

○　商工業の振興

地域経済商圏を維持するため、ＩＴを活用した新たな販路開拓や、消費者ニーズの多様化に応じた新商品・新サービスの開発などを支援し、産業競争力の強化を図ります。

併せて、コンパクトシティの拠点となる中心市街地の活性化を図ります。

・中心市街地の魅力向上

（中心市街地活性化法による各種支援策の活用　等）

・地域商業の活性化

（まちゼミ（※）等の新たな顧客獲得を図る事業の実施、空き店舗に関する情報の収集・発信　等）

・地場産業の振興

（アグリビジネス（※）等に対する金融支援等の活用　等））

・産業競争力強化への支援

（事業所訪問等による新商品・新サービスの開発及び事業拡大等に関する計画の把握、助成制度及び融資制度の紹介　等）

○　エネルギー関連産業の育成

地熱など地域の特性に合った再生可能エネルギー（※）を利用した分散型エネルギーシステムの推進や、本市の使用済燃料中間貯蔵施設をはじめ下北半島にエネルギー関連施設が多数あるという地域性を活かし、エネルギー関連産業の育成を図る

とともに、地域産業の活性化や雇用機会の創出に努めます。

・再生可能エネルギーの産業化

（地熱の事業化等地域の特性を活かした再生可能エネルギー関連産業の振興 等）

・エネルギー関連産業の育成

（市民への原子力に関する知識の普及活動　等）

○　新たな産業の創出

時代のニーズに対応した、地域の特色や豊富な素材を活かした新産業の創出や、既存企業の新たな事業展開及び新分野への進出などを促進します。

・ＩＴ活用型産業の導入

（クラウドファンディングを活用した事業活動の支援　等）

・ＳＯＨＯ（※）等の新形態業務の育成

（自宅や空き店舗での起業支援　等）

・新規事業展開への支援

○　若者の地元就職の促進

市内における雇用の創出を図るとともに、大学生等と企業とのマッチングを支援し、地元就職、地元定着を促進します。

併せて、Ｕ・Ｉ・Ｊターン（※）を促進するため、移住に関する情報を広く発信するとともに、相談体制の充実等を図ります。

・大学生等と市内企業とのマッチング支援

（企業見学会・企業セミナー等の開催、市内企業におけるインターンシップ（※）への支援　等）

③　市民協働・コミュニティ

まちづくりの主役は市民一人ひとりであり、市民の主体的な活動や交流等を支援するとともに、市民や各種団体等との協働による施策を展開し、新たなつながりを生み出す地域経営の仕組みを構築します。

併せて、市民主体のまちづくりの基礎となる地域コミュニティの機能の充実を図ります。

○　市民協働の施策展開

地域課題を共有し、課題解決に向けて多様な主体が連携しやすい仕組みの構築に取り組むとともに、協働の核となる人材の育成に努めます。

・市民協働を推進する仕組みづくり

・市民協働のプレイヤーの育成

（セミナーやワークショップの開催　等）

○　多様な市民活動の支援

市民や市民活動団体などの主体的な活動を支援するとともに、更なる協働による

活動を促進するため、市民や団体間の新たなつながりの創出を支援します。

・市民活動に係る情報発信の充実

（「団体情報コーナー」や各種媒体の効果的な活用　等）

・市民協働活動事業の支援

（「ＦＡＡＶＯしもきた（※）」の運営、「むつ市市民協働まちづくりコーディネーター」制度の活用　等）

・市民協働の情報交換の仕組みづくり

○　広報広聴の充実

市民の行政に対する関心と理解を深め、まちづくりの状況等を正しく伝達するとともに、本市の売り込みや知名度向上のため、効果的な広報活動及び情報提供を推進します。

また、まちづくりに市民の声を積極的に反映させる仕組みの充実を推進します。

・迅速で的確な広報活動の推進

（広報紙・ホームページ等の広報媒体の連携・充実、紙面作成等に係る定期的な職員研修の実施　等）

・市民と行政の情報共有の推進

（市民からの意見・提案・要望等の全庁的な情報共有、出前講座等の活用、行政情報の積極的な公開　等）

・情報交流の仕組みづくり

（市民と行政間での情報の共有化、メール配信サービス機能を利用したモニター制度（※）の活用　等）

・個人情報保護の推進

・市民参画システムの充実

（ワークショップの開催、各種審議会委員の公募の拡大、パブリックコメント制度の活用の推進　等）

○　コミュニティ自治の実現

子どもからお年寄りまで、誰もが自由に楽しくいきいきとコミュニティ活動に参加できる住みよい地域社会を実現するため、町内会をはじめとするコミュニティ自治の仕組みづくりや活動を支援し、自治意識の高揚を図るとともに、地域社会の活性化につながる世代間交流の促進を図ります。

・コミュニティ自治の仕組みづくり

（町内会を中心としたコミュニティ活動の担い手の育成、コミュニティ拠点の計画的な保全　等）

・まちおこし等の新たなコミュニティ活動の支援

（地域における市民活動の支援、各種サークル活動の活性化の支援、ＮＰＯ等の新たなコミュニティと既存の地域コミュニティとの連携による「新しい公共（※）」

の実現　等）

・自治意識の高揚

（各種地域コミュニティ団体による地域イベント活動の支援、地域住民の相互交流推進等による相互扶助の再構築　等）

④　男女共同参画・女性活躍

男女が社会の対等な構成員として、家庭、地域、職場、政策決定の場など、あらゆる分野に平等に参画し、共に社会の発展を支えていくような男女共同参画社会の形成を促進します。

○　男女共同参画社会（※）づくりに向けた意識改革

男女共同参画の視点に立った意識改革の普及・啓発を図ります。

・男女共同参画に関する意識の醸成

（広報紙等の様々な媒体を活用したきめ細かな広報活動の展開　等）

・男女共同参画推進委員会の運営

（男女共同参画に向けた事業の効果や課題の検証　等）

○　市民一人ひとりのワーク・ライフ・バランス（※）の実現

個人のニーズに対応した多様な働き方が可能な環境づくりを推進するとともに、家庭内における育児等と社会での活躍の両立を実現するための支援体制の充実を図ります。

・ワーク・ライフ・バランスや女性活躍推進に関する意識の醸成

（広報紙等の様々な媒体を活用したきめ細かな広報活動の展開　等）

・女性活躍推進企業認定制度の確立及び推進

（女性活躍推進事業所に対する金融機関等と連携した各種助成の実施　等）

2）暮らしの向上

①　健康・福祉

乳幼児から高齢者までの健康づくりを支え、また、質の高い保健・医療体制の充実をより一層推進することにより、市民の健康な心と体を守るとともに、少子高齢化が進行する中、誰もが安心して暮らすことのできるまちとするため、地域全体で支え合う福祉の充実を図ります。

○　子どもすこやか母子保健の充実

医療機関や関係機関との連携により、安心して出産・育児ができるようサポート体制を整備し、きめ細かな母子保健の充実に努めます。

・安心して妊娠・出産できる環境づくり

（医療機関との情報共有による相談体制の整備　等）

・親子すこやか子育て支援

（乳幼児健康診査や教室での相談対応の機会の充実　等）

・子育てに係る負担の軽減
（乳幼児等医療給付事業や未熟児養育医療給付事業の実施　等）

○　一人ひとりの健康づくりの推進

市民の健康寿命（※）延伸を目指し、心身の健康づくりを促進するとともに、各種健診や健康相談等の取組を推進します。

・健（検）診の推進
（健康への自己管理意識の啓発活動、生活習慣病（※）やがん等の予防対策の推進　等）
・健康教育・相談の充実
（運動の習慣化や適切な食習慣の形成の推進、歯・口腔内のケアができる機会の提供　等）
・感染症予防対策の推進
（医師会の協力による各種予防接種の啓発活動、海外で発生している感染症の情報提供及び注意喚起　等）
・こころの健康についての情報発信及び相談窓口の充実

○　健康まちづくりの推進

健康づくりに取り組む仲間づくり、地域や職域の健康づくりのため、健康リーダーの育成及び地域のネットワークづくりを強化します。

・地域の健康づくりの推進
（健康マイレージ事業の推進、保健協力員及び食生活改善推進員の活動による健康づくりの輪の拡大　等）
・職域での健康づくりの推進
・健康づくり関係団体との連携
・保健・医療・福祉包括ケアシステムの構築
（広域的な支援体制の強化　等）

○　医療体制の充実

広域医療の中核としての医療機関から市民に身近な医療機関まで、市民等の医療ニーズに対応するための総合的な地域医療体制の整備充実を図ります。

また、将来の地域医療を確保するため、医師等の医療スタッフの確保や育成に努めるとともに、病院経営の健全化に向けた取組を推進します。

・地域医療構想を踏まえた医療提供体制の構築
（地域の医療体制の強化、保健・医療・福祉の充実及び安定化　等）
・むつ総合病院の医療機能の充実強化
（中核病院としてのむつ総合病院高機能化による専門的高度医療の充実強化、地域がん診療連携拠点病院（※）としての専門的ながん医療の提供及びがん診療の連携協力体制の構築、病床機能の適正化　等）

・医療機関の役割分担と地域医療連携の強化
（医療機関の機能分化、役割分担と連携による切れ目のない医療の提供体制の構築、医療と介護が連続したサービスの提供体制の構築　等）
・病院経営の健全化
・在宅医療の充実
（保健・医療・福祉の連携強化、居宅介護支援事業所等との連携体制の強化　等）
・救急医療体制の整備
・地元から医師を目指す人材の育成
（高校生の教育環境の充実に係る県への要望活動、国等の制度を活用した意欲ある若者への支援　等）

○　児童福祉の充実

次代を担う子どもたちが、健やかに育っていくことができる地域づくりや、安心して子どもを産み、男女ともに子育てに喜びや幸せを感じることができるような社会づくりに向けた児童福祉の推進に努めます。

・子育て環境の整備
（生後４か月までの乳児家庭全戸訪問、地域子育て支援センター及びキッズパークの有効活用、子育てサークルの育成支援、乳児保育・障がい児保育・病後児保育（※）・開所時間延長等の多様な保育サービスの充実　等）
・子どもの健全育成の推進
（放課後等の見守り体制の構築　等）
・各種給付による子育て支援
（児童手当・児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費等の給付　等）

○　高齢者福祉の充実

介護保険制度による介護サービスの充実やその他の高齢者福祉サービス等の充実を図り、高齢者やその家族が必要とする福祉サービスを適切に受けることができる環境づくりに努めます。また、介護予防を推進し、高齢者が生きがいを持って暮らすことのできる地域づくりに取り組みます。

・地域包括ケアシステムの構築
（予防・介護・医療・生活支援・住まいの一体的かつ継続的な提供　等）
・介護予防・生活支援サービスの充実
・認知症対策と尊厳のある暮らしの形成
（認知症高齢者の見守り体制及び支援体制の強化、虐待防止施策の推進　等）
・地域の安全・安心と福祉のまちづくりの推進
（地域で支え合う仕組みや生活環境の整備　等）
・生きがいづくりの推進
（老人クラブ活動の支援、生涯学習環境等の充実　等）

○　障害者福祉の充実

障がいのある方が、障がいの重さや心身の状態などに応じて受けられる障害福祉サービスを提供し、障がいのある方の自立と社会参加の機会を確保するとともに、教育や就労などを充実させ、住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らせるまちの実現を目指します。

・障害福祉サービスの提供
・相談支援体制の強化
・障がいに対する理解の促進
（パンフレットの提供や相談会・障害福祉サービス説明会の開催　等）
・障害児通所支援の提供

○　地域福祉の充実

青少年の健全育成や高齢者の見守りなど、地域社会の安心な暮らしを確保するため、民生委員・児童委員や関係機関、民間事業者等と連携を図り、地域全体で地域福祉の充実に努めます。

・非行防止活動の充実
（少年指導員による街頭指導活動や健全育成及び非行防止等についての広報啓発活動の推進、青少年健全育成地域研修会の開催、団体及び民間有志者等との連携強化　等）
・児童虐待等の早期発見・防止
（子ども虐待の早期発見窓口としての地域ネットワークの構築や組織化への取組の推進、児童相談所と連携した施設を退所した子ども等に対する自立支援　等）
・民生委員・児童委員活動の充実

○　社会保障の充実

厳しい社会経済情勢や少子高齢化が進む中で、誰もが自立し安心して生活ができるよう社会保障制度の適正な運用に努めます。

・生活の安定と自立に向けた支援
（生活保護の適正な実施、生活困窮者自立支援事業による対策　等）
・介護保険制度の円滑な運営
・国民健康保険の安定的運営
（保健事業の推進等による医療費の適正化、口座振替等の推進による納付環境の充実　等）
・国民年金制度の周知

②　スポーツ

誰もが、いつでも、どこでもスポーツに親しみ、生涯にわたって心身ともに健康で、豊かな生活を実現していくため、市民のスポーツ環境の充実を図り、スポーツ・レク

リエーション活動を推進します。

○　スポーツ活動の充実

市民が健康を維持し、豊かなライフスタイルを実現するため、スポーツ教室やスポーツイベント等を通じて、スポーツ・レクリエーション活動を推進します。また、スポーツ施設の適正な整備と管理に努めるとともに、スポーツ指導者や団体の育成を図り、スポーツ環境の充実を図ります。

・スポーツ・レクリエーション活動の推進

・スポーツ指導者の育成

（スポーツ指導者・団体等のデータバンクの整備　等）

・スポーツ・レクリエーション施設の整備

（新体育館の建設の推進及びスポーツ施設の長寿命化、必要性・緊急性等を勘案した公共施設マネジメントの推進　等）

③　環境

本市は、特別天然記念物（※）のニホンカモシカや天然記念物のニホンザルなどが生息し、豊かな自然環境に恵まれていることから、今後も環境の保全に努めていくとともに、恵まれた条件を積極的に活用しながら発展していくことが求められます。

このため、環境に配慮した地域整備を行い、人と自然がともに輝く豊かな環境の創造を図ります。

○　循環型社会の推進

本市の豊かな自然環境を保全し、次代へ受け継いでいくために、循環型社会の形成を図り、環境に優しいまちづくりを推進します。

また、自然の恵みによりもたらされる持続的に再生可能なバイオマス資源を活用した新たな産業の創出及び雇用の拡大を図ります。

・バイオマス資源の有効利用

（ホタテガイ養殖残渣や家畜糞尿の資源化及び有効利用　等）

・生ごみの堆肥化

（小型生ごみ処理機等の導入による生ごみの堆肥化　等）

・下水・し尿汚泥の有効利用

（消化の過程で発生するメタンガスの有効利用　等）

・公共施設におけるバイオマス資源の利用

（木質バイオマスを利用した設備への転換　等）

・回収ボックス設置場所の拡充

・資源ごみ回収ステーションの設置

・新しいごみ処理施設の検討

・リサイクルシステムの構築

（３Ｒ（リデュース・リユース・リサイクル）（※）の普及推進、発生した一

般廃棄物の資源化　等）

・地球温暖化対策の推進

（温室効果ガスである二酸化炭素の排出の計画的な削減　等）

○　自然環境の保全

多様な生物や自然景観などを良好な状態で保全し、人と自然が共生可能な地域づくりを推進します。

・森林の育成

（森林の持つ国土保全・水源涵養・保健文化機能等の公益的な機能の充実、計画的な保育・間伐事業の実施　等）

・下水道の整備

（川や海の良好な推進保全　等）

・親水護岸（※）の整備

（憩いと潤いの水辺空間の創出　等）

・海岸保全施設（※）の整備

・清掃活動の実施

（利用者のマナーやモラルの醸成　等）

○　公害対策の充実

騒音、悪臭などの生活公害のほか、あらゆる形態の公害対策の充実を図り、快適で安全な環境づくりを推進します。

・自動車騒音の監視

・河川等の水質の監視

○　環境衛生対策、廃棄物対策の充実

環境美化や環境衛生の向上に向けた環境衛生対策を推進します。また、ごみ、し尿の収集運搬及び処理体制の充実を図ります。

・環境衛生の推進

（地域ぐるみでの町内清掃・害虫駆除・野犬対策等の推進、井戸水等の使用における自主検査体制の指導強化及び水質管理知識の普及啓発、公衆便所の維持管理　等）

・ごみ処理体制の充実

・不法投棄対策の充実

（県・警察等関係機関と連携した不法投棄抑制の実施、適正排出に向けた広報啓発　等）

・し尿処理体制の充実

（下水道施設及び合併処理浄化槽（※）の整備、下北地域広域行政事務組合と連携した効率的なし尿処理体制の構築　等）

④　コンパクト・プラス・ネットワーク

人口減少や少子高齢化が進行する中、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者をはじめ誰もが安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携し、コンパクトなまちづくりを推進します。

○　暮らしやすいまちの構築

医療・福祉・商業施設等が集積した「都市拠点」と、小学校区など複数の集落が集まる地域の拠点となる「小さな拠点」や、１次産業を支える農山漁村などの「周辺集落」を交通ネットワークで結ぶことにより、居住や都市の生活を支える機能を維持するとともに、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を推進します。

・都市政策の展開
（都市計画を積極的に活用したまちづくりの推進、民間事業者の支援等による官民連携した都市政策の展開　等）
・暮らしやすいまちの拠点の創出
（民間事業者との連携、都市公園の魅力の向上、都市再生の推進　等）
・都市基盤施設の整備
（都市基盤施設・道路インフラ・公営住宅の計画的な推進　等）
・立地適正化計画の推進
（コンパクトなまちの構築、市街地拡大の抑制　等）
・緑の基本計画の推進
（持続可能性を踏まえた公園づくり、良好な都市緑地環境の創出　等）
・公園施設長寿命化計画の推進
（公園施設の適正な維持管理　等）
・旧田名部駅跡地の市営住宅の集約建替えの推進
・公営住宅長寿命化計画の推進
（既存市営住宅の長寿命化に向けた修繕計画の策定、既存ストック（※）改善による入居者の居住環境の向上　等）
・合併処理浄化槽整備の促進
（未水洗化世帯及び単独処理浄化槽（※）設置世帯への啓発活動　等）
・下水道接続の促進
（共用区域内の未接続世帯への啓発活動　等）
・除排雪の適正化
（適正な除排雪による冬期間の安全な道路環境の確保　等）

○　計画的な土地の管理及び利用の促進

多様な地域資源の有効活用とコンパクトなまちづくりのため、それぞれの地域の市全体の中での位置付けや地域の独自性に配慮しつつ、市街地の拡大を抑制するなど、計画的な土地利用を推進します。

・地域の特性に応じた土地利用の推進
・土地利用計画による適正な管理
・土地利用に関する監視体制の構築
・地籍調査事業の推進
（土地資源の友好的活効果的な利用の基礎となる地籍の明確化、公租公課（※）適正化のための地籍調査の推進　等）

○　道路基盤の整備

市内の各地域を結ぶ幹線道路や生活道路の整備、地域間の移動時間の短縮や安全な道路交通の確保を推進します。

・国土強靭化地域計画の推進
・幹線道路（国道・県道）の整備促進
（早期完成に向けた要望活動の実施　等）
・横迎町中央２号線の整備促進
・市道未整備路線の整備推進
・橋梁長寿命化計画の推進
（橋梁施設の効率的な管理による維持修繕費の縮減　等）

○　公共交通の確保

観光客を含め、高齢者や通学者などの移動手段を支える公共交通の利便性を確保するとともに、「地域にとって望ましい公共交通網のすがた」を明らかにする地域公共交通網形成計画の策定を目指します。

・生活バス路線の維持
（利便性向上のための継続的な研究及び検討　等）
・新たな形態の公共交通の導入に向けた検討推進
（各関係機関と連携した利用者及び利用実態の把握、地域の実情に即した運行形態及び輸送システムの検討　等）
・市民意識の構築
（シンポジウムや出前講座等の開催　等）

○　広域交通ネットワークの形成

県内各地や北海道などへの広域的な交通の利便性を高めるため、関係機関との連携を図り、効果的かつ効率的な広域交通ネットワークの形成を図ります。

・下北半島縦貫道路の整備促進
（全線開通に向けての国及び県への要望活動　等）
・港湾整備の推進
（大型船舶が入港・停泊が可能な水深までの拡充整備の要望活動　等）
・ＪＲ大湊線の利便性向上に向けた取組
（「快速しもきた」の確保のための要望活動　等）

・海上交通航路の確保

（地域住民の意識調査による航路のあり方の検討　等）

⑤　行財政基盤

目まぐるしく変化する社会情勢や市民ニーズの多様化と、厳しい財政状況に対応するため、行政改革を積極的に推進しながら、市民の満足度が高い効率的かつ効果的な行政運営に努めるとともに、財源の確保や効率的かつ計画的な財政運営に努めます。

○　効率的な行政運営

「スピード」「コスト」「成果」をキーワードに、真に市民が必要とする行政サービスの提供に努めます。また、社会の変化に柔軟かつ機敏に対応できる組織づくりを推進するとともに、職員一人ひとりの資質向上に努めます。

・行政改革の推進

（指定管理者制度（※）の導入及び民間企業の活用、施策等の目的・目標の明確化及び検証・改善によるＰＤＣＡサイクルの実現、市民に開かれた分かりやすい行財政運営の推進　等）

・組織の見直し

（効率的で社会環境の変化に柔軟かつ機敏に対応できる組織づくりの推進、職員数の適正化、必要な組織の増強や整理統合　等）

・職員の資質向上

（職員の能力・適性・キャリア形成（※）等を考慮した計画的な人事配置、研修内容の充実、派遣研修・職員評価制度・メンター制度（※）・職員提案制度等の活用　等）

・庁舎環境の改革

（窓口機能の利便性向上、防災機能の強化、情報化への対応の推進　等）

・社会保障・税番号制度への対応

○　財政の健全化

全ての事業の効果検証を徹底し、選択と集中を図りながら行政需要を的確に捉えつつ、健全な財政運営の確保を目指します。

・持続可能な財政運営

（積極的な繰上償還による公債費（※）の圧縮、事業の「選択と集中」による財源の効率的な配分　等）

・財源の確保

（財源の確保及び効率的な配分、収入未済額（※）の圧縮、収納率向上に向けた取組の強化、遊休資産の有効活用や補助金等の掘り起こし等による新たな財源の確保、スクラップ・アンド・ビルド（※）の徹底　等）

・財政状況等の公表

○　広域行政の推進

人口減少・少子高齢化や多様な住民ニーズに対応するため、今まで以上に広域連携を推進し、恵まれた地域の資源・特性を最大限に活かしながら、地域活性化の取組を推進します。

・下北圏域定住自立圏による魅力あふれる地域の形成

・広域連携の推進

（県内他地域や北海道道南地域等との連携及び交流の推進　等）

○　公共施設マネジメントの推進

公共施設等を貴重な経営資源と捉え、施設の利用環境の計画的な整備や管理を行うとともに、利活用の促進及び統廃合等を総合的かつ統括的に行う公共施設マネジメントを推進します。

・「量」の最適化

・「省」の最適化

・「質」の最適化

○　情報ネットワークの利活用の推進

地域の活性化、産業の情報化を推進するため、ＩＣＴ（※）サポートの充実や地域ＩＣＴリーダーの育成を行うとともに、必要な情報インフラ（※）の整備を図ります。

・市民サービスのあり方の検討

・情報提供等の拡充

（ソーシャルメディア（ツイッターやユーチューブ、フェイスブック等）の利用の推進　等）

・まちづくりを支える情報化

（地域情報化基盤を活用した情報格差の解消、教育・観光・防災環境におけるＷｉ－Ｆｉ（※）環境の整備　等）

・行政事務の効率化と情報化

（既存事務の見直しやトータルコストの削減、クラウドコンピューティング（※）を活用したＩＣＴマネジメントの確立　等）

・情報セキュリティと危機管理

３）教育の向上

①　教育

まちづくりを次の世代に引き継いでいくための人づくりと、地域における特色ある文化を大切に育てていくため、いきいきとした人々が地域にあふれ、様々な活動に取り組むことを支える教育の充実に取り組みます。

○　学力の向上

子どもたちの学力の向上のため、小中一貫教育（※）の推進、教育環境の整備、

教職員の資質向上、幼保小連携（※）等に取り組むとともに、児童生徒の実態把握をもとに、全国トップクラスの学力を目指して、より一層きめ細かな指導に努めます。

・学力の向上に向けた取組の推進
（学力検査等による児童生徒の学力状況を分析、課題解決のための授業改善ポイントと手立ての明確化による各学校への指導支援　等）
・小中一貫教育の充実
・教育環境の整備
（ＩＣＴ機器の積極的な導入　等）
・教職員の資質向上
（むつ市教育研修センターの研修体制の充実、各学校の校内研修への積極的な支援　等）
・幼保小連携の充実
（幼稚園・保育園等と小学校との連携研修講座の開催　等）
・情報教育の充実
（コンピュータ等のＩＣＴ機器を活用した高度情報化社会への対応力の育成　等）

○　体育・健康教育の充実

子どもたちが自ら健康で安全な生活を送れるよう、健康意識や安全・防災意識の高揚に向け、学校・家庭・地域が連携して組織的、計画的かつ継続的に施策を推進します。

・健康な体を育む学校づくり
（健康教育の実施　等）
・安全・防災教育の推進
（各学校の安全計画や危機管理マニュアルの不断の見直しの推進　等）

○　夢を育む教育

子どもたちの夢や希望の実現に向けて、一人ひとりの実態に応じた指導の充実に努めるとともに、確かな学力の定着、キャリア教育（※）の充実、豊かな心の育成等に努めます。

・キャリア教育の充実
（各学校での体験活動の支援　等）
・豊かな心の育成
・生徒指導の充実
（不登校の減少及びいじめの未然防止に向けた学校との連携　等）
・教育相談活動の充実
（適応指導教室（※）を通じた不登校児童生徒の自立支援の推進　等）

・特別支援教育（※）の充実
（スクールサポーター（※）の配置、個別の教育支援計画の作成及び活用　等）
・教育支援体制の整備
・国際理解教育の充実
（外国語指導助手（※）派遣事業・ジュニア大使派遣事業・陽明國民中学との友好交流事業等の実施　等）
・高校教育との連携
・奨学金制度の充実
・子ども夢育成基金制度の充実

○　地域とともにある学校

地域とともにある学校を維持するため、コミュニティ・スクール（※）への移行を視野に入れつつ、学校・家庭・地域の連携強化に努めるとともに、多様な学習機会の提供、廃校校舎の利活用、地域への愛着と誇りを育む教育活動に努めます。

・家庭・地域との連携強化
（学校評議員制度等の活用した情報発信及び情報共有、コミュニティスクールへの移行　等）
・多様な学習機会の提供
・廃校校舎の利活用
・ふるさとむつ市への愛着と誇りを育む教育

○　社会教育の充実

市民一人ひとりが生涯にわたって自己の啓発と向上を目指し、より良い地域社会を創り出すための活動に取り組むことができる環境の充実に努めます。

・学習機会の提供
（生涯学習に関連した各種講座・イベント等の実施　等）
・生涯学習情報の提供及び相談体制の充実
・学校・家庭・地域の連携による教育活動の推進
（放課後等の居場所づくり等への参画促進　等）
・生涯学習拠点事業の推進
（学習成果の展示及び発表する場の提供　等）
・社会教育施設等の機能充実
・学習成果を活かした人材の育成
（市民ボランティア活動の推進　等）

○　文化の充実・文化財の保存活用

市民の文化・芸術活動を支援するとともに、市内各地域の民俗芸能・伝統文化の継承を支援し、郷土愛が醸成される環境づくりに努めます。

・郷土の文化財の保護・保存・活用

（天然記念物・希少動植物・地質等の適正な調査及び保護、観察体制の強化　等）

・文化財収蔵・展示施設の整備

（資料及び民俗資料の収集及び整理、保存及び活用のための適切な空間の確保　等）

・芸術・文化活動の奨励と振興

（活動の発表機会の提供、優れた芸術や文化を鑑賞できる機会の提供　等）

○　むつサテライトキャンパス（※）の推進

大学との連携により、公開講座の充実や滞在型学習等への支援体制を強化し、市内における教育機会の充実を図るとともに、人材育成や地域活性化に向けた取組を推進します。

・公開講座の充実

・滞在型学習の支援体制の強化

4）安全の向上

①　安全・安心

広大な面積と豊かで厳しい自然環境を有する本市において、安全・安心な環境の下で市民生活や産業活動を行うことができるよう防災対策、消防・救急体制の充実などの総合的な取組を推進します。

○　防災対策の充実

自然災害や原子力災害について、地理的特性から甚大な被害を受ける可能性がある本市において、「自助」「共助」「公助」といった総合的な防災体制の充実を図るとともに、関係自治体や関係機関と協力しながら、海路や空路も含めた避難経路の確保など広域防災体制を整備します。

・地域防災計画の充実

（海路・空路も含めた避難経路の確保の検討、広域防災体制の整備　等）

・災害予防対策の推進

（各種防災訓練の実施による避難手段・避難経路等の検証　等）

・自主的な防災活動の推進

（自主防災組織の設立支援・育成指導　等）

・治山・治水対策等、国土保全の推進

（急傾斜地崩壊対策及び河川の通水断面の確保等の維持管理　等）

・雨水排水施設の整備

・特定空家（※）等対策の推進

・救援活動及び復旧対策の充実

（民間事業者等との「災害時応援協定」の締結推進　等）

・情報通信基盤の整備
（市放送施設や各種メディア等の効率的な運用　等）
・原子力施設等の防災対策の充実
（原子力防災計画の見直し　等）

○　消防・救急体制の充実

市民の生命と財産を守るため、市内全域における消防・救急体制及び地域に密着した組織の強化・充実を図ります。

・常備消防体制及び関連施設・設備の充実
（各消防庁舎整備の計画的な推進、消防車両等の計画的な更新　等）
・消防団の体制整備と常備消防との連携強化
（消防団員確保への取組、消防屯所・消防団車両等の計画的な更新　等）
・消防水利施設の整備
（防火水槽及び消火栓の計画的な整備　等）
・救急業務体制の充実
（救急隊員の資質向上による搬送体制の強化、医療機関の協力による受入体制の強化　等）
・防火思想の普及及び防火体制の強化
（予防査察（※）・各種指導の強化による火災予防の徹底、防火協力団体・自主防災組織等との連携及び育成強化　等）

○　水道の安全・安定供給の確保

安全で良質な水の安定供給の確保を図るため、水道施設の整備や危機管理体制の強化に向けた取組を推進します。

・水資源の確保と保全対策
（水源かん養地帯の拡充及び森林の保全　等）
・供給施設の整備
（施設の耐震診断・耐震補強の実施、電気計装設備等の計画的な更新、配水管の計画的な耐震管への更新　等）
・合理的な水利用の推進
（排水管路の点検及び効率的な漏水調査の実施　等）
・健全な経営の推進
（アセットマネジメント（※）導入による資産管理の実施、施設規模のダウンサイジング（※）を視野に入れた施設の効率化及び経営の合理化の推進　等）
・災害対策の充実
（配水池への緊急遮断弁の設置及び緊急貯水槽の設置の推進、水道の危機管理マニュアルの見直し、水道管路管理システム（ＧＩＳ）を活用した復旧体制の強化　等）

○　交通安全の確保

交通ルールの遵守やモラルの向上を図るなど、交通安全の確保に向けた取組を推進します。

・交通安全意識の高揚

・交通環境の整備

（歩道・信号機等の交通安全施設の適正管理及び冬期間の交通確保のための各機関との連携強化　等）

・被害者救済体制の確立

（青森県交通災害共済の加入促進　等）

○　防犯対策の充実

市民が安全で安心して暮らすことができる犯罪のない地域づくりを目指し、警察や学校、関係団体、地域住民等が連携し、防犯に向けた活動の取組を推進します。

・地域全体での防犯意識の高揚

・地域における見守り活動の推進

（見守り活動における参加・体験・実践型の防犯学習の推進　等）

・消費者保護の推進

（「むつ市消費生活センター」の利用促進　等）

５）魅力の向上

①　ジオパーク

豊かな地域資源をしっかりと未来に残しながら、その魅力を地域振興や教育等に活用し、地域経済の活性化や郷土愛の醸成へとつなげる、将来にわたって持続可能な魅力あふれる地域づくりへの取組を推進します。

○　ジオツーリズムによる交流人口の拡大

下北ジオパークの魅力を効果的に伝えるコンテンツ（※）や観光客等の受入体制を整備し、交流人口及び滞在人口の拡大を図ります。

・受入体制の充実

（ガイド員の養成やガイド団体の組織の強化、下北ジオパークの総合パンフレット等の作成及びジオサイト（※）説明看板の設置　等）

・魅力あふれるジオツアーの展開

（地域住民主体のツアーコースの検討・設定及びツアーの開催の支援　等）

○　資源価値の保全と教育

地域資源の保全や郷土愛の醸成へとつなげるため、地域住民に地域資源が持つ正しい価値を伝える取組を推進します。

・学校教育と連携したジオパーク教育の推進

（学校との連携・協力体制の構築　等）

・出前講座・ジオ談義等による普及活動の推進

（ジオパーク推進に係る住民との意見交換の場の構築　等）

・保全イベントの実施

② 観光・物産

稼げる地域へと成長するため、国内外から「行くならむつ市」「買うならむつ市産」と常に選ばれるまちになるよう、観光資源や特産品を徹底的に磨き上げるとともに、戦略的かつ効果的なプロモーションを推進します。

○ 広域連携による観光プロモーション

下北地域の連携を深め、観光地経営の視点に立った観光地域づくりを推進し、魅力あふれる広域観光コンテンツの造成や効果的な情報発信等を通じて、国内外からの交流人口の拡大を図ります。

・下北版ＤＭＯ（※）の推進

・効果的な情報発信

（ターゲットを絞った観光プロモーション、ＳＮＳ等各種広報媒体の活用　等）

・受入体制の整備によるおもてなしの向上

（Ｗｉ－Ｆｉ環境の整備、ガイドの育成、各種研修会の開催、多言語化対応への取組　等）

・観光コンテンツの磨き上げによる広域周遊ルートの整備

（道南地域や津軽地域等との広域的な連携　等）

○ 稼げる物産プロモーション

地域資源の高付加価値化と戦略的かつ効果的なプロモーションにより、地域ブランド力の向上へとつなげ、市産品の消費拡大及び生産者の所得向上を図ります。

・地域資源のブランド化

（攻めの販路拡大策「地産外商（※）」の推進、ふるさと納税制度の活用　等）

・戦略的プロモーション

（各種メディアへの積極的な情報提供、ＰＲイベント・ＳＮＳ等を活用した情報発信　等）

③ 景観

自然景観や歴史的景観を保全し、良好な景観を形成することで、街並みや観光地の魅力の向上を図ります。

○ 景観の向上と保全

豊かな自然と歴史ある街並みや建造物からなる「自然」「歴史・文化」「街」が調和した個性ある景観の向上と保全を図るため、景観計画を策定し、市民の郷土愛の醸成や観光客の増加を図ります。

・大湊景観づくりルールの普及

・むつ市景観計画の推進

（景観・屋外広告物の適正化推進　等）

④　国際・都市間交流

地域の多様な文化や産業活動、教育に係る取組など、様々な場面を通じて国内外の諸地域との交流を促進します。

○　諸地域との親善・友好

国内外の諸地域と、教育、文化、科学、経済など多方面にわたる幅広い交流を行い、親善及び友好関係を深めるとともに、グローバル化社会に対応した地域づくり・人づくりに努めます。

・国内交流の促進

（姉妹都市会津若松市との相互発展への取組　等）

・国際交流の促進

（米国ワシントン州ポートエンジェルス市との有効との友好・親善関係の深化及び交流拡大への取組　等）

・グローバル社会に向けた環境づくり

（国際交流推進員の配置　等）

⑤　海洋科学研究拠点

海洋地球研究船「みらい」の母港があり、国立研究開発法人海洋研究開発機構むつ研究所等の海洋研究機関が立地する本市は、我が国における当該分野の研究に係る重要な拠点となっていることから、海洋科学に関する研究の拠点性を強化するとともに、新たな産業の育成を図ります。

○　研究活動環境の充実

海洋科学研究機関の集積を活かして関連産業の誘致を目指し、研究機関による研究成果を新たな産業の創出につなげるとともに、市内における海洋科学に関する学習体験機会の創出などに努めます。

・研究関連産業の誘致

（情報発信等の効果的な活用　等）

・学習体験・交流機会の充実

（学会・シンポジウムの誘致及び海洋講座等の充実、海洋科学に関する学習体験機会の拡大、研究者等との交流活動の場の創出　等）

・海洋研究船一般公開の誘致

・居住環境の整備

第Ｖ章　県事業の推進

１．青森県の役割

青森県は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、県土の将来像を展望し、本市のまちづくり及び一体性の確保のために必要な県事業を推進することとしています。

２．本市における青森県事業

本市の運営上、特に基幹的な事業になると想定される青森県事業等は、以下のとおりです。

施　策	事業内容
自然環境の保全	○　ニホンカモシカ・ニホンザル保護管理対策 ○　河川保全・整備
住環境の整備	○　港湾整備 ○　漁港整備
域内交通基盤の整備	○　国道２７９号・３３８号整備 ○　県道整備
防災対策の充実	○　河川改修 ○　海岸浸食対策 ○　砂防 ○　急傾斜地対策

第Ⅵ章　公共施設の適正配置と統合整備

公共施設の適正配置と統合整備については、むつ市公共施設等総合管理計画に基づき、急激な変化により住民生活に著しい不便を来さないよう十分配慮することを前提に、当該施設の利用圏域や本市各地域の特性や配置バランス、財政状況、施設の老朽化度等を考慮した上で、同種又は類似した機能を持つ施設について、逐次統廃合等を検討・実施していくことを基本とします。

各分庁舎については、住民サービスの低下を招かないよう十分配慮し、情報基盤の整備、電子自治体の推進等により、必要な機能の維持・向上を図ります。

また、既存の公共施設のうち、民間委譲、管理運営委託又は指定管理が妥当と思われる施設については、民間活力の活用を推進します。

一方、公共施設の新たな整備にあたっては、財政状況を考慮しながら、事業の効果等を十分検討し、既存施設の有効活用や施設機能の集約・複合化など効率的な整備に努めるとともに、その整備・管理運営に際しては、地域コミュニティ、民間事業者等と行政の様々な形での協働を検討していきます。

第Ⅶ章　行財政計画

１．行政計画

昨今の社会経済情勢の変化により、住民の意識や行政に求める住民のニーズが高度多様化し、少子高齢化、環境との共生や循環型社会の形成、女性の社会参画や国際化への対応など、行政に課せられた課題が山積しています。

また、自主的な自治体運営を進めるため、住民参加の促進と行政能力の向上が今まで以上に求められることになります。

しかし、一方で、景気の長期低迷により、財源確保が難しい状況となっているため、財政的な面からも効率的な行政運営が必要になっています。

本市においては、新しい地方自治の時代に柔軟かつ弾力的に対応できる行政運営を進めるため、各種事務事業の見直し、組織機構の見直し、定員管理及び給与の適正化の推進などに努めていきます。また、今後、さらに増大する行政ニーズに対応するため、情報公開の推進による開かれた行政の展開、職員の意識改革と資質の向上、情報化の促進による事務処理の効率化、住民参加の促進などを積極的に推進していくことが必要です。

これらを踏まえ、多様化する行政のニーズに対応するとともに、常に行政改革に取り組みながら、情報公開の推進、人材育成、情報化、住民参加の促進などを進め、きめ細かな住民サービスの展開と効率的な行政運営に努めます。

２．財政計画

本市における財政計画は、平成１７年度から令和６年度までの２０年間について、歳入歳出の項目ごとに過去の実績及び現下の財政状況、地方財政制度等を踏まえ、普通会計ベースで策定しています。

なお、平成１７年度から平成３０年度までは決算額を計上しています。

（単位：百万円）

区分		平成１７年度 合併１年目	平成１８年度 合併２年目	平成１９年度 合併３年目	平成２０年度 合併４年目	平成２１年度 合併５年目
	地方税	5,629	5,570	6,072	6,061	5,842
	譲与税・交付金等	1,543	1,726	1,159	1,112	1,083
	地方交付税	11,716	11,424	11,284	11,636	12,441
	国・県支出金	5,203	5,823	6,055	6,615	8,940
	地方債	682	588	1,460	2,507	4,335
	その他	4,246	5,170	3,093	3,135	4,602
歳入合計		29,019	30,301	29,123	31,066	37,243
	人件費	5,672	5,441	5,353	4,955	4,873
	公債費	4,435	4,219	4,167	4,050	3,897
	扶助費	4,192	4,261	4,581	4,697	4,816
	義務的経費	14,299	13,921	14,101	13,702	13,586
	補助費等	4,614	5,218	5,703	6,589	7,714
	投資的経費	3,515	3,095	2,127	2,944	4,544
	その他	9,079	10,201	9,295	9,293	12,130
歳出合計		31,507	32,435	31,226	32,528	37,974
歳入歳出差引額		▲2,488	▲2,134	▲2,103	▲1,462	▲731

（単位：百万円）

区分		平成２２年度 合併６年目	平成２３年度 合併７年目	平成２４年度 合併８年目	平成２５年度 合併９年目	平成２６年度 合併１０年目
	地方税	5,814	5,797	5,775	5,820	5,898
	譲与税・交付金等	1,105	1,037	962	980	1,072
	地方交付税	13,260	13,433	13,208	13,086	12,653
	国・県支出金	10,060	9,228	8,941	9,076	9,227
	地方債	3,950	2,223	2,556	1,299	1,430
	その他	3,650	3,821	3,284	3,476	2,314
歳入合計		37,839	35,539	34,726	33,737	32,594
	人件費	4,723	4,623	4,411	4,239	4,281
	公債費	3,814	3,756	3,685	3,589	3,588
	扶助費	5,496	5,870	5,888	5,936	6,340
	義務的経費	14,033	14,249	13,984	13,764	14,209
	補助費等	6,950	7,121	7,018	6,768	6,840
	投資的経費	6,208	3,155	3,589	2,619	2,989
	その他	10,226	10,903	9,719	10,267	8,317
歳出合計		37,417	35,428	34,310	33,418	32,355
歳入歳出差引額		422	111	416	319	239

（単位：百万円）

区　　　分			平成２７年度 合併１１年目	平成２８年度 合併１２年目	平成２９年度 合併１３年目	平成３０年度 合併１４年目	令和元年度 合併１５年目
	地方税		5,790	5,865	5,938	5,874	5,813
	譲与税･交付金等		1,494	1,363	1,405	1,471	1,558
	地方交付税		12,578	12,217	11,787	11,544	11,366
	国・県支出金		9,749	8,936	8,678	8,876	10,523
	地方債		1,525	2,600	2,643	2,343	4,974
	その他		3,077	3,163	3,916	4,701	5,306
歳入合計			34,213	34,144	34,367	34,809	39,540
		人件費	3,940	3,759	3,875	3,790	3,773
		公債費	3,838	3,415	3,498	3,400	3,309
		扶助費	6,797	7,197	7,074	7,092	7,418
	義務的経費		14,575	14,371	14,447	14,282	14,500
	補助費等		6,762	6,792	6,876	6,221	6,511
	投資的経費		3,644	2,253	1,871	2,524	7,312
	その他		8,764	10,429	10,807	11,360	10,839
歳出合計			33,745	33,845	34,001	34,387	39,162
歳入歳出差引額			468	299	366	422	378

（単位：百万円）

区　　　分			令和２年度 合併１６年目	令和３年度 合併１７年目	令和４年度 合併１８年目	令和５年度 合併１９年目	令和６年度 合併２０年目
	地方税		5,751	5,676	5,669	5,647	5,633
	譲与税･交付金等		1,610	1,668	1,679	1,679	1,679
	地方交付税		11,210	11,155	11,111	11,093	11,062
	国・県支出金		8,755	8,671	8,505	8,424	8,306
	地方債		2,152	1,641	1,560	1,083	1,200
	その他		4,855	4,272	4,328	4,267	4,282
歳入合計			34,333	33,083	32,852	32,193	32,162
		人件費	4,363	4,335	4,410	4,479	4,553
		公債費	3,306	3,355	3,343	3,242	3,275
		扶助費	7,407	7,430	7,456	7,482	7,508
	義務的経費		15,076	15,120	15,209	15,203	15,336
	補助費等		6,041	6,061	5,976	5,619	5,412
	投資的経費		2,943	1,714	1,541	1,449	1,568
	その他		10,096	9,987	10,016	9,828	9,821
歳出合計			34,156	32,882	32,742	32,099	32,137
歳入歳出差引額			177	201	110	94	25

第Ⅷ章　広域行政

１．行政連携

むつ下北地域は、冷涼な気候に加え、半島部という地理的ハンディキャップを抱え、本県の中でも地域開発が遅れてきたことから、半島内各市町村は、古くから運命共同体的な意識を持って、地域振興に取り組んできました。

下北半島縦貫道路の整備やＪＲ大湊線の安定的運行、むつ総合病院を中核病院とした医療連携、介護認定・知的障害（児）者施設などの福祉事業、消防・一般廃棄物・し尿処理といった民生関係事業など多くの行政分野における行政施策について、一体的取り組みをしてきました。

本市においては、こうしたこれまでの取り組みを踏まえつつ、一部事務組合（※）のあり方、施設運営の民間委託などについて一層の効率化に創意工夫を凝らし、長期的、広域的視点に立った行政機能の連携を図ります。

２．観光連携

国定公園に指定されている当むつ下北地域は、全国的知名度を持つ日本三大霊場恐山を中心に、半島地域全体に観光資源が散在し、その相互連携が課題となってきたところです。近年、それぞれの観光スポット、ソフト整備も次第に整備が進み、より魅力を増しています。

周辺町村との観光連携を図ることによって半島内周遊観光の充実を目指すとともに、北海道道南地域、津軽地域、南部地域との連携による広域周遊観光ルートの形成を目指します。

＜参考資料＞

用語解説

［あ行］

ＩＣＴ【あい・しー・てぃー】
「Information and Communication Technology」（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）の略称で、情報・通信に関連する技術一般をいいます。ＩＴ（アイティー）とほぼ同義ですが、「コミュニケーション」（共同）性が具体的に表現されている点が特徴です。

ＩＴ【あい・てぃー】
「Information Technology」（インフォメーション・テクノロジー）の略称で、日本語では情報通信技術と訳されます。コンピュータとネットワークに関する技術とその応用のことで、インターネットがその代表例です。

アグリビジネス【あぐりびじねす】
従来の農業の枠にとどまらず、農業を中心に農作物加工、貯蔵、流通販売、農機具・肥料製造などまで含めた産業分野の総称です。

アセットマネジメント【あせっとまねじめんと】
水道事業において、大規模更新・再構築の時期を迎えようとしているが、人口減少に伴い給水収益の大幅な増加が見込まれない中、中長期的な視点に立ち、技術的な知見に基づいた施設整備・更新需要の見通しについて検討し、計画的な更新投資を行うことをいいます。

新しい公共【あたらしいこうきょう】
従来、行政が担ってきた公共サービスを、「官」だけではなく、市民の参加と選択のもとで、ＮＰＯや企業等が積極的に公共的な財・サービスの提案及び提供主体となり、医療・福祉、教育、子育て、まちづくり、学術・文化、環境、雇用、国際協力等の身近な分野において共助の精神で行う仕組み、体制、活動などのことをいいます。

一部事務組合【いちぶじむくみあい】
市町村等の事務の一部を共同で処理するために設立された組合です。１市町村では対応できない、あるいは広域で取り組んだ方が効率的であるなどの理由で設立されるもので、ゴミ処理、消防、火葬等様々な事務処理のために各地で設立されています。

インターンシップ【いんたーんしっぷ】
学生が一定期間企業などの中で研修生として働き、自分の将来に関連のある就業体験を行う制度をいいます。

インバウンド【いんばうんど】
外国人が訪れてくる旅行のことで、訪日外国人旅行又は訪日旅行とも訳されます。

インフラ【いんふら】
「Infrastructure」（インフラストラクチャー）の略称で、一般的には、道路、港湾、学校、病院、上下水道施設など、産業活動や日常生活を支える基盤となる施設を指します。

温室効果ガス【おんしつこうかがす】
大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより温室効果をもたらす気体の総称をいいます。水蒸気、対流圏オゾン、二酸化炭素、メタンなどを指し、地球温暖化の主因となります。

［か行］

海岸保全施設【かいがんほぜんしせつ】
高潮や波浪、津波などによる被害を防止するためのもので、堤防・突堤・護岸・消波ブロック堤等が挙げられます。

外国語指導助手【がいこくごしどうじょしゅ】
小・中・高等学校で外国語担当教員等の助手として外国語授業の補助を行うほか、諸外国に関連する情報提供やスピーチコンテストへの協力など、児童生徒等への語学指導を目的に配置される専門職員をいいます。ＡＬＴ（Assistant Language Teacher）と呼ばれます。

化石資源【かせきしげん】
石油、石炭、天然ガスなどの化石由来の資源をいいます。

合併処理浄化槽【がっぺいしょりじょうかそう】
トイレ、台所、洗濯、風呂などの生活排水を一括して処理する浄化槽で、平成13年４月１日より、浄化槽法が改正され、新たに浄化槽を設置する場合は、原則として合併処理浄化槽を設置するよう義務付けられました。

既存ストック【きそんすとっく】

形成・蓄積された公共施設や住宅等の基盤を指します。市町村合併により、統廃合や再編等により生じた旧庁舎等の余剰な空き空間を、まちづくり・地域づくりの拠点として利活用することが望まれています。

義務的経費【ぎむてきけいひ】
地方自治体の経費のうち、支出が義務的で任意では削減できない経費をいいます。歳出のうち特に人件費、公債費、扶助費が狭義の義務的経費とされ、この義務的経費の割合が高くなると財政の硬直化が進むといわれています。
財政の硬直化…毎年度の支出全体に占める公債費等の額の割合が高まるほど、自治体が自由に使える財源が少なくなり、これを財政の硬直化といいます。

キャリア教育【きゃりあきょういく】
一人ひとりの児童生徒が、自分の生き方を考え、社会的・職業的に自立できるよう、必要な資質・能力・態度を育成することをいいます。

キャリア形成【きゃりあけいせい】
個人が必要な実務経験を積み重ね、実践的な職業能力を形成していくことをいいます。

協働【きょうどう】
市民・事業者・行政などの異なる複数の主体が、同じ目的のために、対等の立場で協力し、助け合うことをいいます。

共助【きょうじょ】
※自助・共助・公助（じじょ・きょうじょ・こうじょ）参照

クラウドコンピューティング【くらうどこんぴゅーてぃんぐ】
企業や個人（サービス利用者）が利用するソフトウェアやデータの管理等をデータセンター（サービス提供業者）に委ね、インターネットなどのネットワークを通じて利用する形態のことをいいます。

グローバル化【ぐろーばるか】
社会的あるいは経済的な関連が、旧来の国家や地域などの境界を越えて、地球規模に拡大して様々な変化を引き起こす現象をいいます。

健康寿命【けんこうじゅみょう】
日常的・継続的な医療・介護に依存しないで、自分の心身で生命維持し、自立した生活が

できる生存期間をいいます。

原子燃料サイクル施設【げんしねんりょうさいくるしせつ】
原子力発電所で使い終えた燃料から核分裂しなかったウランや新たに生まれたプルトニウムなどを回収し、再び燃料として使う仕組みを原子燃料サイクルと呼び、その構成施設のことをいいます。このうち六ヶ所村には再処理工場、ウラン濃縮工場などがあります。

公債費【こうさいひ】
自治体が借り入れた地方債等に対する返済に充てる経費をいいます。

公助【こうじょ】
※自助・共助・公助（じじょ・きょうじょ・こうじょ）参照

公租公課【こうそこうか】
租税公課ともいい、国又は地方公共団体によって公の目的のために賦課される金銭負担の総称で、公租は国税、地方税などの租税を指し、公課は租税以外の国又は地方公共団体から課せられる負担金、賦課金、罰金などを指します。

交流人口【こうりゅうじんこう】
地域外からその地域を訪れる人をいいます。

国勢調査【こくせいちょうさ】
国内に居住する全ての人及び世帯について調査し、人口や世帯の実態を明らかにする統計データで、政治や行政などの公的な目的のほか、民間企業の経営判断や大学研究活動に広く活用されます。日本では10年ごとに大規模調査、その間５年ごとに簡易調査を行っています。

国立社会保障・人口問題研究所【こくりつしゃかいほしょう・じんこうもんだいけんきゅうじょ】
人口や世帯の動向を捉えるとともに、内外の社会保障政策や制度についての研究を行う、厚生労働省に所属する国立の研究機関です。

コミュニティ・スクール【こみゅにてぃ・すくーる】
学校と地域住民・保護者が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」に転換するための仕組みで、地域ならではの創意や工夫を活かした特色ある学校づくりを進めていくことができます。

コンテンツ【こんてんつ】
日本語では「中身・内容」の意味ですが、ホームページをはじめとする様々な場面で提供される情報やサービスのことも指します。

コンパクト・シティ【こんぱくと・してぃ】
都市的土地利用の郊外への拡大を抑制すると同時に市街地の活性化が図られた、生活に必要な諸機能が近接した効率的で持続可能な都市、若しくはそれを目指した都市政策をいいます。

コンパクト・プラス・ネットワーク【こんぱくと・ぷらす・ねっとわーく】
人口減少・高齢化が進む中、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者などが安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携してコンパクトなまちづくりを進めることをいいます。

［さ行］

再生可能エネルギー【さいせいかのうえねるぎー】
太陽光、太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など、再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーをいいます。

ジオサイト【じおさいと】
地質、地形、歴史などそのジオパークを特色づける場所をいいます。

自主防災組織【じしゅぼうさいそしき】
地域住民が「自分たちのまちは自分たちで守る」という連帯感に基づき、地域ぐるみで防災活動に取り組むための組織をいいます。

自助・共助・公助【じじょ・きょうじょ・こうじょ】
「自助」…自分で自分を助けることをいいます。
「共助」…家族、企業や地域コミュニティで共に助け合うことをいいます。
「公助」…行政による救助・支援のことをいいます。

指定管理者制度【していかんりしゃせいど】
地方自治体が所管する公の施設について、管理、運営を民間事業会社を含む法人やその他の団体に、委託することができる制度で、公の施設の管理、運営に民間等のノウハウを導入することで、効率化を目指すことが期待されます。

シティプロモーション【してぃぷろもーしょん】
地域における経営資源のブランド化を目指し、地域の魅力を世間に広めることで、地域活性化を図る活動をいいます。

収入未済額【しゅうにゅうみさいがく】
当該年度の歳入（収入）として見込まれた金額のうち、会計年度終了までに納入されなかった額をいいます。

循環型社会【じゅんかんがたしゃかい】
廃棄物発生の抑制、適正な処分及びリサイクルを推進し、石油や森林等の天然資源をできるだけ使わない環境にやさしい社会のことをいいます。

使用済燃料中間貯蔵施設【しようずみねんりょうちゅうかんちょぞうしせつ】
原子力発電所で使い終えた燃料（使用済燃料）を再処理するまでの間、原子力発電所の敷地外で一時的に貯蔵・管理する施設をいいます。本市に立地する使用済燃料中間貯蔵施設では、原子力発電所で一定期間貯蔵された後の使用済燃料5,000 トンをキャスク（貯蔵容器）に入れた状態で最長 50 年間貯蔵・管理することになっています。

小中一貫教育【しょうちゅういっかんきょういく】
小学校から中学校への移行期における学習面の不安や人間関係づくりなどの心理的負担を軽減するだけではなく、より教育効果の高い学校の組織や運営のもと、小中学校９年間の連続性のある教育活動を通して児童生徒一人ひとりの成長を見守る仕組みをいいます。

常備消防【じょうびしょうぼう】
消防組織法に基づいて市町村に設置される消防本部をいいます。なお、消防本部の業務実施機関として消防署が置かれています。

新市まちづくり計画【しんしまちづくりけいかく】
「市町村の合併の特例に関する法律」（旧合併特例法）第5条に規定する新市建設計画として、むつ・川内・大畑・脇野沢合併協議会が平成16年10月に策定したもので、新市の将来ビジョンを示したものです。

親水護岸【しんすいごがん】
流下機能、治水機能をもちながら、人びとが水に親しみ、楽しめるようにした護岸をいいます。

スクールサポーター【すくーるさぽーたー】
多動傾向や介助を必要とするなど、特別な配慮を必要とする児童生徒の学校生活の支援（学習支援、安全確保、生活指導、教育相談等）のために任用される職員をいいます。

スクラップ・アンド・ビルド【すくらっぷ・あんど・びるど】
老朽化した建物などを一旦取り壊した後、最新鋭の技術などを活かした新しい建物などを造ったりすることをいいます。行政の分野では、新たな組織・機構を設置する場合に、既存の部・課等を改廃し、全体として組織の肥大化を防ぎ、限られた財源を有効に活用するために、事務事業の改廃等の見直しを行う方式を指します。

３Ｒ（リデュース・リユース・リサイクル）【すりーあーる（りでゅーす・りゆーす・りさいくる）】
「Reduce」（リデュース：減らす）、「Reuse」（リユース：再び使う）、「Recycle」（リサイクル：再資源化）の頭文字をとった言葉です。

生活習慣病【せいかつしゅうかんびょう】
糖尿病・脂質異常症・高血圧・高尿酸血症など、生活習慣が発症原因に深く関与していると考えられている疾患の総称です。

ＳＯＨＯ【そーほー】
「Small Office　Home Office」（スモールオフィス（個人事業）・ホームオフィス（在宅勤務））の略で、ＩＴ（情報通信技術）を活用して、自宅や小さなオフィスで事業活動を行っている小規模の事業者のことを指します。

［た行］

ダウンサイジング【だうんさいじんぐ】
費用の削減や効率化を目的として、小型化することをいいます。

滞在人口【たいざいじんこう】
特定の市町村に２時間以上滞在した人数をいいます。

男女共同参画社会【だんじょきょうどうさんかくしゃかい】
男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいいます。

地域がん診療連携拠点病院【ちいきがんしんりょうれんけいきょてんびょういん】
全国どこでも、質の高いがん診療を受けることができるように、各地域におけるがん診療の連携・支援を推進するため厚生労働大臣より指定された病院をいいます。

地域包括ケア【ちいきほうかつけあ】
高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるように地域がサポートし合う社会のことをいいます。

小さな拠点【ちいさなきょてん】
小学校区など、複数の集落が集まる基礎的な生活圏の中で、分散している様々な生活サービスや地域活動の場などを「合わせ技」でつなぎ、人やモノ、サービスの循環を図ることで、生活を支える新しい地域運営の仕組みをつくろうとする取組です。

地産外商【ちさんがいしょう】
地域で生産された市産品等を利用し、地域外において販売促進（売り込み）を図ることをいいます。

地産地消【ちさんちしょう】
地域で生産された市産品等を地域で消費又は利用することをいいます。

地方創生（まち・ひと・しごと創生）【ちほうそうせい（まち・ひと・しごと・そうせい）】
人口減少社会と東京一極集中という課題に対し、「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼びこむ好循環を確立するとともに、その好循環を支える「まち」へと活力を取り戻すため、各地域がそれぞれの特徴を活かして自律的で持続的な社会を実現することをいいます。

超高齢化【ちょうこうれいか】
総人口に対して、65歳以上の高齢者人口の占める割合が21％を超えた状態をいいます。

ＤＭＯ【でぃー・えむ・おー】
「Destination Management Organization」（ディスティネーション・マネージメント・オーガニゼーション）の略称で、地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりの舵取り役として、多様な関係者と協同しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人をいいます。

適応指導教室【てきおうしどうきょうしつ】
不登校傾向の児童生徒を対象として、学習支援や、より良い人間関係づくりのための活動等を行いながら、学校復帰や将来的な自立支援を目的として教育委員会が開設する教室をいいます。

デマンド型タクシー【でまんどがたたくしー】
地元のタクシー会社や自治体などが運営する小型の乗合自動車で、電話等による予約により利用者を自宅などから目的地まで送迎する交通システムで、タクシーのような「ドアtoドア」の便利さと乗り合いによる合理性を併せ持つ。

電源三法交付金【でんげんさんぽうこうふきん】
発電用施設の設置及び運転の円滑化を図るため、電源三法（電源開発促進税法、特別会計に関する法律、発電用施設周辺地域整備法の総称）に基づき交付される交付金をいいます。発電用施設等の周辺地域における公共用施設の整備や地域の活性化に向けた事業を促進することにより、地域住民の福祉の向上を図るとともに、電源立地を円滑に進めることを目的としています。

天然記念物【てんねんきねんぶつ】
国の文化財保護法によって指定された、学術上価値の高い動植物・地質鉱物などをいいます。また、地方公共団体の条例によって指定されたものも含み、広義には日本の自然を理解する上で欠くことのできない自然及び自然現象も指します。このうち、世界的に、また、国家的に価値が特に高いとして、文化財保護法によって指定されたものを特別天然記念物といいます。

特定空家【とくていあきや】
そのまま放置すれば倒壊等保安上著しく危険となるおそれのある状態又は衛生上著しく有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより景観を著しく損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等のことをいいます。

特定非営利活動法人（ＮＰＯ法人）【とくていひえいりかつどうほうじん（えぬ・ぴー・おーほうじん）】
「Non-Profit Organization」（ノンープロフィット・オーガニゼーション）の略語で「非営利組織」や「非営利団体」と訳され、住民が行う自由な組織的社会貢献活動として、営利を目的としない民間組織をいいます。

特別支援教育【とくべつしえんきょういく】
障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた取組を支援するといった視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために適切な指導や支援を行うことをいいます。

［は行］

バイオマス【ばいおます】
生物（Bio）と量（Mass）を合わせた用語で、稲わら、食品廃棄物など、生物由来の有機性資源（石油や石炭などの化石資源は除く。）をいいます。

病後児保育【びょうごじほいく】
乳幼児や児童が病気の回復期にあって、集団での生活が困難な期間、保育所や医療機関等に付設された専用のスペース等で保育や看護ケアを行う保育サービスをいいます。

ＦＡＡＶＯしもきた【ふぁーぼしもきた】
「出身地と出身者をつなげ、地域活性化を支援する」という地域振興・活性化に特化したクラウドファンディングで、むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村の５市町村がＦＡＡＶＯのエリアオーナーとして運営しています。

ふるさと納税【ふるさとのうぜい】
応援したい都道府県・市町村へ寄附することで、個人住民税や所得税が一定限度まで控除される制度です。

［ま行］

まちゼミ【まちぜみ】
お店の人が講師となり、プロのコツや情報・専門知識を無料で教えてくれる少人数制のミニ講座で、お店の存在や特徴を知り、お店とお客様のコミュニケーションの場として、信頼関係を築くことを目的としています。

むつサテライトキャンパス【むつさてらいときゃんぱす】
高等教育機会の充実や滞在型学習の支援、産業振興などに関する事業実施の拠点とするため、むつ市、弘前大学及び青森中央学院大学の三者共同で設置したもので、地元企業等との協働により、むつ市が目指している「地方創生」や「地域の人材育成」等に取り組んでいます。

メンター制度【めんたーせいど】
直接の上司とは別に所属の異なる先輩職員が新採用職員等の業務の指導・育成を担当することで、新採用職員等の不安や悩みの解消及び職場への早期順応を図るとともに、指導・育成にあたる先輩職員のマネジメント能力を高める制度です。

モニター制度【もにたーせいど】
あらかじめ登録した者にアンケートメールを配信し、その回答により市民の評価又は意向を把握するための制度をいいます。

モンキードッグ【もんきーどっぐ】
農林業被害及び生活被害を防止するため、サル、シカ、イノシシなどの野生鳥獣を追い払うことを目的として訓練された犬のことをいいます。

［や行］

Ｕ・Ｉ・Ｊターン【ゆー・あい・じぇーたーん】
大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称で、「Ｕターン」は出身地に戻る形態、「Ｉターン」は出身地以外の地方へ移住する形態、「Ｊターン」は出身地の近くの地方都市に移住する形態をいいます。

幼保小連携【ようほしょうれんけい】
幼稚園・保育所・認定子ども園等と小学校での教育活動との円滑な接続のため、発達段階の連続性を踏まえ、相互の育ちをつなぐための交流や情報交換等を行うことをいいます。

予防査察【よぼうささつ】
火災発生とそれに伴う人命危険を防ぐため、防火対象施設に出向き、建物の実態把握を行った上で、適切な指導を行うことをいいます。

［ら行］

臨床研修指定病院【りんしょうけんしゅうしていびょういん】
医学部を卒業し、医師免許を取得した医師（研修医）が卒後２年間、基本的な手技、知識（初期研修）を身につけるため籍を置き、経験や腕を磨く場を提供する病院をいいます。厚生労働省の審査を受け、指定を受けた病院のみ研修医と雇用契約を結び（研修医であると同時に勤務医でもある）受け入れることができます。

６次産業【ろくじさんぎょう】
農林水産物（第１次産業）を加工（第２次産業）し、販売（第３次産業）までを一元的に行う産業のことで、１と２と３を足す、あるいは掛けると答えが６になることから第６次産業と呼ばれます。

［わ行］

Ｗｉ－Ｆｉ【わいーふぁい】
無線ＬＡＮを利用したインターネット接続サービス規格の一つです。

ワーク・ライフ・バランス【わーく・らいふ・ばらんす】
「仕事と生活の調和」と訳され、国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることを目指す考えのことをいいます。